

袖ヶ浦市介護保険運営協議会（令和元年度 第2回）議事録

- 1 開催日時 令和元年7月18日（木） 午後2時00分開会
- 2 開催場所 市役所旧館3階大会議室
- 3 出席委員

会 長	在 原 昌 秀	委 員	神 川 律 子
副会長	立 川 久 雄	委 員	中 村 隆
委 員	大 岩 み さ 子	委 員	佐 藤 博 文
委 員	三 木 善 久	委 員	石 川 尚 子
委 員	山 本 美 津 子	委 員	天 野 恵 子
委 員	大 海 高 子	委 員	岸 勇 介

(欠席委員)

委 員	渡 邊 彰 浩	委 員	菅 野 美 穂
委 員	山 中 太 郎	委 員	

- 4 出席職員

福祉部長	今 関 磨 美	介護保険課 管理班 主任主事	白 井 聖 人
福祉部 参事 [高齢者支援課長]	野 呂 幸 晴	介護保険課 認定・給付班長	森 本 芳 弘
介護保険課長	石 井 正 則	高齢者支援課 上席保健師 [地域包括支援班長]	一 色 弥 生
介護保険課 副課長[管理班長]	川 西 正 宏	高齢者支援課 高齢者福祉班長	半 沢 佐 知 子
介護保険課 管理班 副主査	四 宮 里 江 子		

- 5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5 人	傍聴人数	1 人
------	-----	------	-----

- 6 議題

- (1) 平成30年度 介護保険事業の実績について
- (2) 平成30年度 地域包括支援センター事業の実績について
- (3) 令和元年度 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について
- (5) 平成30年度 高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の進捗状況等について
- (6) 小規模多機能型居宅介護事業（令和元年度指定分）の公募結果及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護（令和元年度指定分）の公募について
- (7) その他

- 7 議 事

<p>事務局 (石井課長)</p>	<p>出席の報告を頂いております委員の皆様、全員お揃いですので、始めさせていただきます。</p> <p>本日、渡邊委員、山中委員及び菅野委員が所用のため欠席との報告を頂いており、ただいまの出席委員は12名でございます。従いまして、過半数の出席があり、協議会規則第4条第2項の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。</p> <p>それでは、令和元年度第2回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>まず、事前に郵送させていただきました資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>【郵送資料及び当日配布資料の確認】</p> <p>それでは次第によりまして、会議を進めて参ります。</p> <p>在原会長、ごあいさつをお願いいたします。</p>
<p>在原会長</p>	<p>【あいさつ】</p>
<p>事務局 (石井課長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、早速、議事に入りたいと思います。会議の進行は、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第4条の規定により、会長が行うこととなっておりますので、在原会長にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、在原会長、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>在原会長</p>	<p>議事に入る前に、会議の公開及び傍聴について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (石井課長)</p>	<p>本日の会議は、公開でございます。会議録につきましては、ホームページ及び市政情報室で公開して参りますのでご了解ください。また、委員の皆様方には、後日、議事録を送付させていただきます。</p>
<p>在原会長</p>	<p>皆様、会議の公開等については、よろしいでしょうか。</p> <p>傍聴の方につきましては、配布いたしました要領の注意事項を遵守し、会議の円滑な運営にご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入らせて頂きます。</p> <p>本日の議題は、その他を含め7件でございます。会議次第をご覧ください。</p> <p>議題(1)は、平成30年度介護保険事業の実績について、報告を受け、ご意見を頂くものです。</p> <p>議題(2)は、平成30年度地域包括支援センター事業の実績について</p>

	<p>て、報告を受け、ご意見を頂くものです。</p> <p>議題（３）は、審議案件で、令和元年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について、説明を受け、審議いただくものです。</p> <p>議題（４）は、介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について、報告を受け、ご意見を頂くものです。</p> <p>議題（５）は、平成３０年度高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画の進捗状況等について、報告を受け、ご意見を頂くものです。</p> <p>議題（６）は、小規模多機能型居宅介護事業（令和元年度指定分）の公募結果及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護（令和元年度指定分）の公募について、報告及び説明を受け、ご意見を頂くものです。</p> <p>議題（７）は、「その他」といたしまして、委員の方々からのご意見を伺うものです。</p> <p>議事の進行につきましては、議題ごとに事務局の説明の後、質疑や意見をお受けする事とします。</p> <p>まず、議題（１）、平成３０年度介護保険事業の実績について、事務局の報告を求めます。</p>
事務局 （森本班長）	【議題１に関する報告】
在原会長	<p>質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。</p> <p>質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、ありましたらお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（質疑等なし）</p> <p>よろしいでしょうか。それでは、無いようですので、次に移らせて頂きます。</p> <p>続きまして、議題（２）、平成３０年度地域包括支援センター事業の実績について、事務局の報告を求めます。</p>
事務局 （一色上席保健師）	【議題２に関する報告】
在原会長	質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。
中村委員	（成年後見制度市長申立件数－平成３０年度「７件」について）市長申立で成年後見制度が認められた件数が７件なのか。また、申し立てに

	要する期間はどれくらいか。相当な日数が必要とを感じるが。
事務局 (一色上 席保健 師)	7人の申立てをし、うち1人はまだ決定がなされておりません。残りの6人は成年後見人が付き支援を開始しています。 親族を調査し、支援の伺いを照会してからの申し立てとなり、申し立てから1～2か月で決定がされる状況です。親族調査や親族への照会事務に時間を要するので、迅速な事務の執行に努めていきたいと思いません。
在原会長	(相談支援対応数－成年後見制度に関する数－平成30年度「実40延174」について)40名に対し174回の相談をしたということか。
事務局 (一色上 席保健 師)	そのとおりです。ひとりに対し何回も相談対応しております。
在原会長	40名の相談があり、市長申立ては7名ということでよいか。 また、残りの方は、親族申し立てをしたのか、申し立てに至らなかったのか。
事務局 (一色上 席保健 師)	40名の相談があり、そのうち市長申立てに行ったのが7名となります。残りの方には、親族申し立てに至った方のほか、制度を知りたい、手続きを知りたいといった相談のみの方もおります。
在原会長	親族申し立ての件数については分からないということか。
事務局 (一色上 席保健 師)	親族申し立てについては、市では把握できておりません。
在原会長	他に質疑はありませんか。 質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、ありましたらお願いします。 (質疑等なし) よろしいでしょうか。それでは、無いようですので、次に移らせて頂きます。 続きまして、議題(3)、令和元年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について。こちらにつきましては、審議案件ですので、審議の後に採決をいたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (一色上 席保健 師)	【議題3に関する説明】
在原会長	<p>質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。</p> <p>(質疑等なし)</p> <p>無いようですので、採決に移らせて頂きます。令和元年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について、認めることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成です。これにより、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託については、承認されました。</p> <p>続きまして、議題(4)、介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について、事務局の報告を求めます。</p>
事務局 (一色上 席保健 師)	【議題4に関する報告】
在原会長	<p>質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。</p> <p>質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、ありましたらお願いします。</p> <p>(「ありません」と呼ぶ者あり)</p> <p>無いようですので、次に移らせて頂きます。</p> <p>次に、議題(5)、平成30年度高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の進捗状況等について、事務局の報告を求めます。</p>
事務局 (川西副 課長)	【議題5に関する報告】
在原会長	<p>質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。</p>
在原会長	<p>事業評価については、次の計画につなげていく、重要なことであると認識しています。</p>

	<p>今回初めてということで、評価区分が記載されていますが、Aが「目標以上に達した」となっていることによって、通常に実施できている事業がB評価になってまう。加えて、B評価事業の説明があったことで、B評価事業に何か問題があったかのように感じてしまう。</p> <p>今すぐというわけではありませんが、評価区分について再検討した方がよいのかなと感じる。</p>
事務局 (野呂参事)	<p>本議案については、目的のひとつが、各事業の進捗状況を皆様に報告するという事、もうひとつが、会長の指摘のとおり、次の計画につなげていくという事でございます。次の計画へつなげるためには、評価の内容に再度検討を加えることが必要と考えております。</p>
在原会長	<p>「目標以上」という表現により、きちんと実施していてもB評価になってしまっているように感じる。</p> <p>区分を細かくするとか、他の計画の評価を参考にしにて、検討して頂ければと思う。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p>
岸委員	<p>基本目標3の(3)、福祉・介護人材の定着支援の①就業に対する動機付けへの支援で、「千葉県等が実施する次世代を担う学生等への福祉・介護体験、セミナーについての情報提供等を行う。」となっていますが、具内的な活動内容と、どのくらいの方がセミナー受講等をされたのか伺いたい。</p>
事務局 (川西副課長)	<p>県の依頼を受け、市内の事業所にパンフレットを送付するなどしていますが、そのことによるセミナー受講数までは把握しておりません。</p>
岸委員	<p>近隣市も含め、全体として介護人材が不足しているが、法人単独の取り組みには限界がある。行政が一緒になって、介護を含む福祉分野に就業するきっかけづくりができればよいと考える。</p>
事務局 (石井課長)	<p>介護人材が不足していることは認識しており、国県等の動向に注意するだけではなく、市独自の取り組みの検討も必要であると感じています。予算も必要なことですがとは言えませんが、他市の研修受講等の助成なども参考にしたいと思っています。</p> <p>また、外国からの人材の確保についても、千葉県は積極的に動いています。一保険者での取り組みは困難ですが、市内で外国人材を受け入れている法人もありますので、国県任せではなく、市が実施できる取り組み</p>

	<p>みについて進めていきたいと考えています。</p>
神川委員	<p>基本目標4の(1)の⑦、介護支援ボランティア事業について、ボランティア登録人数50名で、更なる登録人数の拡大に努めるとあります。施設にお邪魔するとボランティアが活躍され、利用者にも喜ばれている。しかし、ボランティアさんからは、「施設に出向くのが大変」とか、「いつまで続けられるかわからない」との声もある。ボランティア事業の現状と今後について伺いたい。</p>
事務局 (半沢班 長)	<p>ありがたいお話、感謝します。</p> <p>昨年度、ボランティア登録50名のうち、活動ポイント交換したのは14名、うち10名がゆりの里商品券と交換。4名が社会福祉協議会に寄付されています。</p> <p>事務局には、「登録はしたものの、どのように活動していったらよいかかわからない」、「どのような活動が自分に合っているかわからない」などの声が寄せられています。登録された方がスムーズに活動できるよう、丁寧な説明をしていきたいと考えています。</p> <p>また、活動していく中で困ったこと、感じたことを登録者同士で共有できるような仕組みが実現できたらいいと思っております。</p>
在原会長	<p>他に質疑はありませんか。質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、ありましたらお願いします。</p> <p>(「ありません」と呼ぶ者あり)</p> <p>無いようですので、次に移らせて頂きます。</p> <p>次に、議題(6)、小規模多機能型居宅介護事業(令和元年度指定分)の公募結果及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護(令和元年度指定分)の公募についてについて、事務局の報告と説明を求めます。</p>
事務局 (白井主任 主事)	<p>【議題6に関する報告・説明】</p>
在原会長	<p>質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。</p>
中村委員	<p>過去、3年間応募がなかったものの再公募だが、応募がなかった理由や原因については、事業の魅力がない等あると思いますが、どのように考えているのか。</p>

事務局 (白井主任主事)	<p>小規模多機能型居宅介護事業については、先般のアンケートで、事業自体の認知が進んでいないことがわかりましたので、その点の説明・周知を図っていきたいと考えています。</p> <p>また、公募について、ホームページへの掲載や事業所へのメールによる周知に加え、直接事業所へ伺って直接説明しております。</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護の開設を検討している事業者もあり、これまでの周知活動が実を結んだと考えています。今後も周知活動に力を入れていきたいと考えております。</p>
事務局 (石井課長)	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、第7期事業計画では2事業所の整備としていたところ、1か所は来年2月の開設に向け準備が進んでおり、もう1か所の公募について説明させていただいたものですが、応募を検討いただいている事業者があります。</p> <p>また、小規模多機能型居宅介護事業については、アンケートでは採算がとりづらいという意見もありましたが、興味を示してもらっている事業者がいくつかあります。</p> <p>今後も計画に位置付けた基盤整備に向け、努力して参ります。</p>
在原会長	<p>多少明るさが見えてきましたね。 他に質疑・ご意見等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「ありません」と呼ぶ者あり)</p> <p>次に移らせて頂きます。最後に、議題7「その他」ですが、委員の皆様から何かございますか。</p> <p style="text-align: center;">(発言なし)</p> <p>何もないようですが、事務局から報告等ございますか。</p>
事務局 (川西副課長)	<p>【次回開催(10月11日)の確認、第6回委員会の開催予定日変更(3月12日から3月11日へ)の連絡、報酬等振込みの連絡】</p>
在原会長	<p>それでは、本日予定していた議案の審議は、全て終了いたしました。以上で、議長の任を解かせて頂きます。議事進行にご協力を頂き、ありがとうございました。</p>
事務局	<p>在原会長、ありがとうございました。</p>

(石井課 長)	それでは、以上をもちまして、令和元年度第2回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。
------------	---

令和元年度 第2回 袖ヶ浦市介護保険運営協議会

日 時 令和元年7月18日(木)
午後2時00分
場 所 市役所旧館3階大会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議題

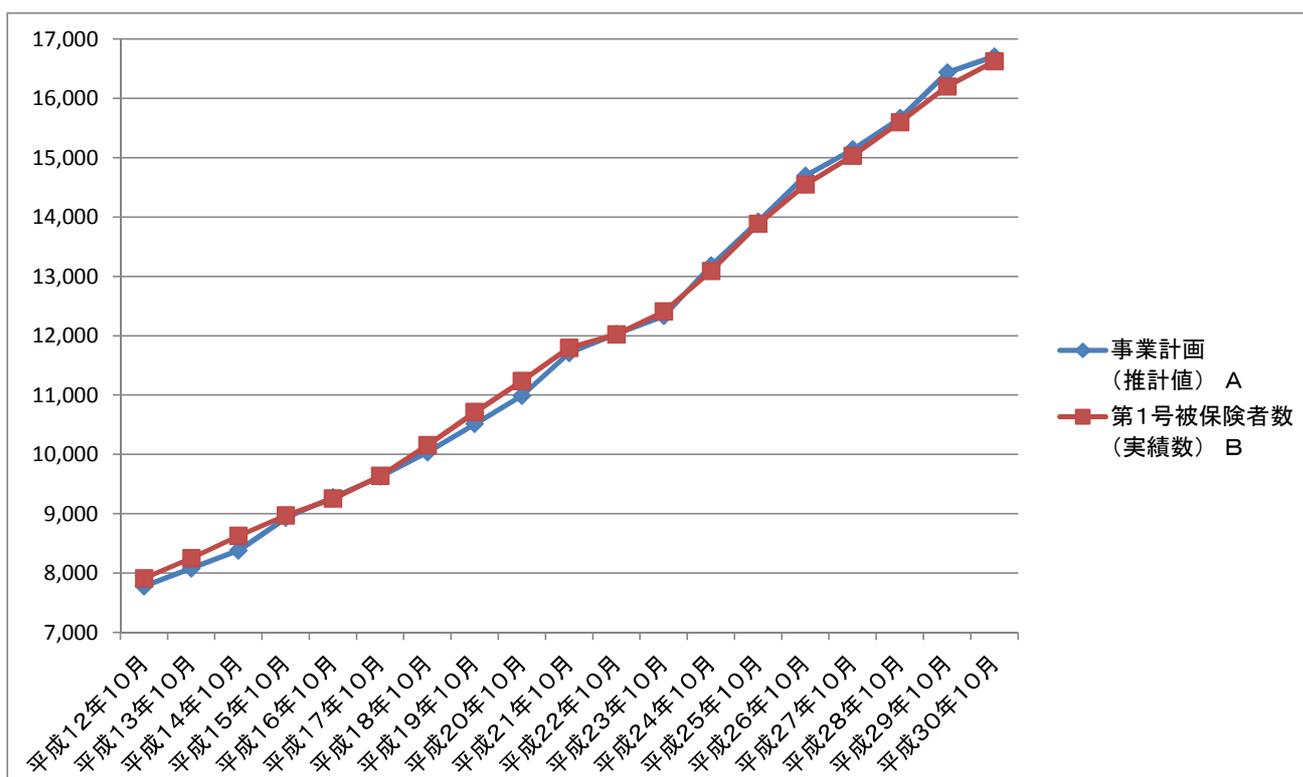
- (1) 平成30年度 介護保険事業の実績について
- (2) 平成30年度 地域包括支援センター事業の実績について
- (3) 令和元年度 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について
- (5) 平成30年度 高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の進捗状況等について
- (6) 小規模多機能型居宅介護事業（令和元年度指定分）の公募結果及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護（令和元年度指定分）の公募について
- (7) その他

4 閉 会

1. 第1号被保険者数の推移

平成30年10月1日現在の65歳以上の高齢者数(第1号被保険者)は16,628人で、事業計画における見込みよりも82人少ない状況となっています。
 なお、事業計画値との増減率については、99.5%となっています。

	(人)			
	事業計画 (推計値) A	第1号被保険者数 (実績数) B	推計値と実績値の差 B-A	増減率 B/A
平成12年10月	7,778	7,913	135	101.7%
平成13年10月	8,077	8,250	173	102.1%
平成14年10月	8,378	8,628	250	103.0%
平成15年10月	8,931	8,972	41	100.5%
平成16年10月	9,278	9,254	△ 24	99.7%
平成17年10月	9,626	9,637	11	100.1%
平成18年10月	10,037	10,156	119	101.2%
平成19年10月	10,514	10,712	198	101.9%
平成20年10月	10,990	11,237	247	102.2%
平成21年10月	11,712	11,798	86	100.7%
平成22年10月	12,030	12,023	△ 7	99.9%
平成23年10月	12,333	12,408	75	100.6%
平成24年10月	13,185	13,094	△ 91	99.3%
平成25年10月	13,923	13,887	△ 36	99.7%
平成26年10月	14,698	14,550	△ 148	99.0%
平成27年10月	15,142	15,036	△ 106	99.3%
平成28年10月	15,669	15,601	△ 68	99.6%
平成29年10月	16,439	16,205	△ 234	98.6%
平成30年10月	16,710	16,628	△ 82	99.5%



2. 要介護認定者数の推移

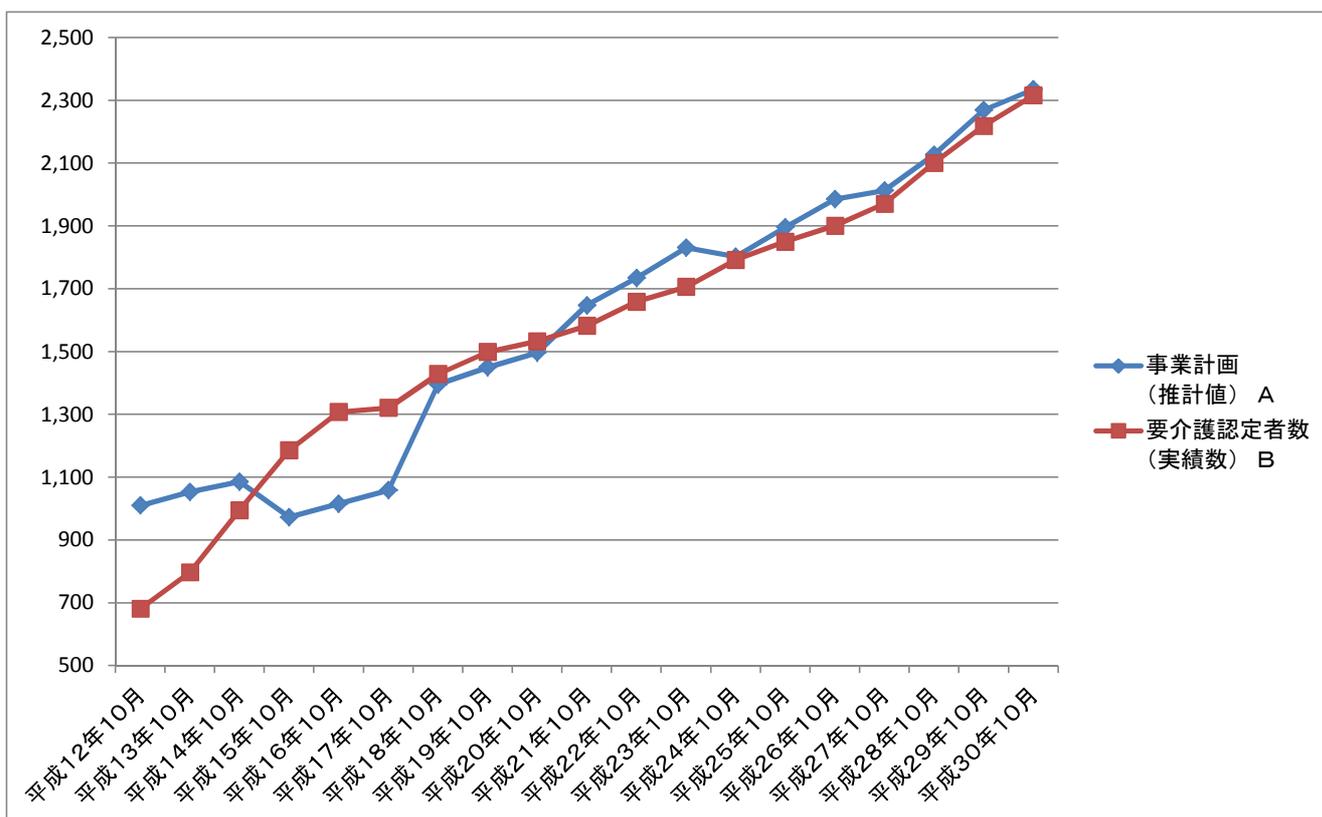
平成30年10月1日現在の要支援・要介護認定者数は2,316人で、事業計画における見込みよりも19人少ない状況となっています。

なお、事業計画値との増減率については、99.2%となっています。

(人)

	事業計画 (推計値) A	要介護認定者数 (実績数) B	推計値と実績値の差 B-A	増減率 B/A
平成12年10月	1,010	681	△ 329	67.4%
平成13年10月	1,053	797	△ 256	75.7%
平成14年10月	1,086	995	△ 91	91.6%
平成15年10月	973	1,186	213	121.9%
平成16年10月	1,016	1,308	292	128.7%
平成17年10月	1,059	1,321	262	124.7%
平成18年10月	1,396	1,429	33	102.4%
平成19年10月	1,450	1,499	49	103.4%
平成20年10月	1,497	1,533	36	102.4%
平成21年10月	1,648	1,582	△ 66	96.0%
平成22年10月	1,735	1,659	△ 76	95.6%
平成23年10月	1,831	1,706	△ 125	93.2%
平成24年10月	1,803	1,792	△ 11	99.4%
平成25年10月	1,896	1,850	△ 46	97.6%
平成26年10月	1,986	1,901	△ 85	95.7%
平成27年10月	2,013	1,971	△ 42	97.9%
平成28年10月	2,127	2,101	△ 26	98.8%
平成29年10月	2,269	2,219	△ 50	97.8%
平成30年10月	2,335	2,316	△ 19	99.2%

※第2号被保険者数を含む。



3. サービス受給者数の推移

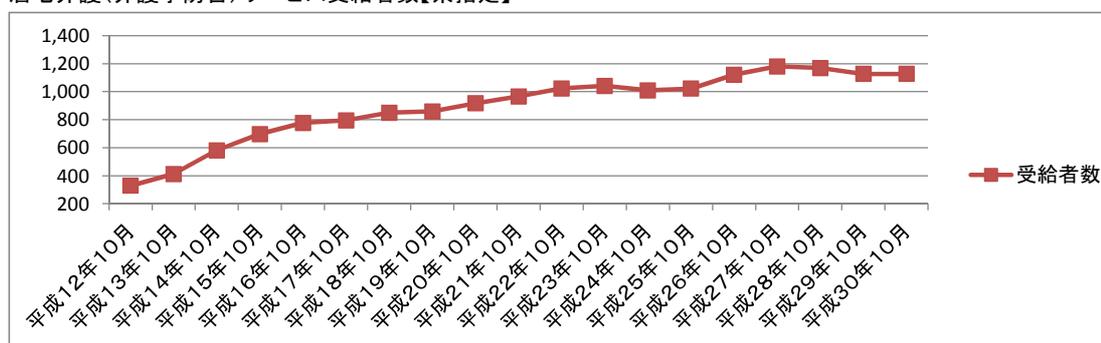
平成30年10月のサービス受給者数は、居宅介護サービスが1,176人、地域密着型サービスが331人、施設介護サービスが355人で、前年と比較すると、居宅介護サービスの受給者数が増加しています。

なお、平成28年度から通所介護のうち利用定員が19名未満の事業所の指定が県から市に移り、地域密着型サービスに移行したため、地域密着型サービスの受給者数が大きく増加しています。

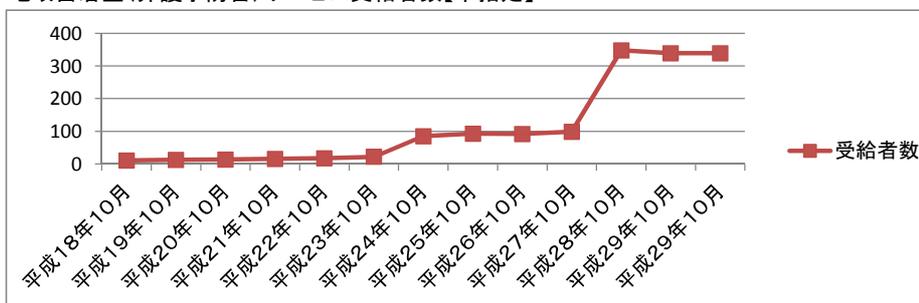
(人)

	居宅介護(介護予防含)サービス【県指定】	地域密着型(介護予防含)サービス【市指定】	施設介護サービス
	受給者数	受給者数	受給者数
平成12年10月	329		219
平成13年10月	412		230
平成14年10月	581		261
平成15年10月	697		262
平成16年10月	777		291
平成17年10月	795		271
平成18年10月	850	11	272
平成19年10月	859	13	272
平成20年10月	917	14	286
平成21年10月	966	16	299
平成22年10月	1,024	18	301
平成23年10月	1,042	22	301
平成24年10月	1,010	85	316
平成25年10月	1,022	93	334
平成26年10月	1,121	92	350
平成27年10月	1,180	99	345
平成28年10月	1,169	348	356
平成29年10月	1,127	339	350
平成30年10月	1,176	331	355

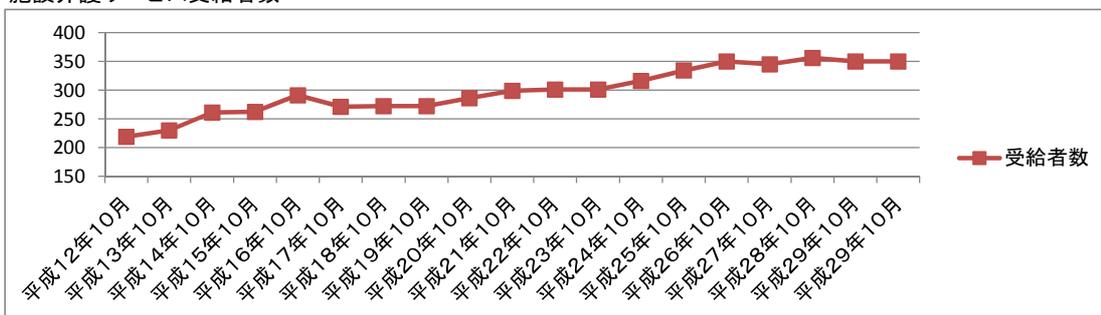
居宅介護(介護予防含)サービス受給者数【県指定】



地域密着型(介護予防含)サービス受給者数【市指定】



施設介護サービス受給者数



4. 介護保険給付費等の推移

保険給付費、地域支援事業費ともに、平成30年度は計画に対して90%を超える執行率となっています。
また、保険給付費の執行額は年々増加しており、平成30年度は介護保険がスタートした平成12年度の約3.4倍となっています。

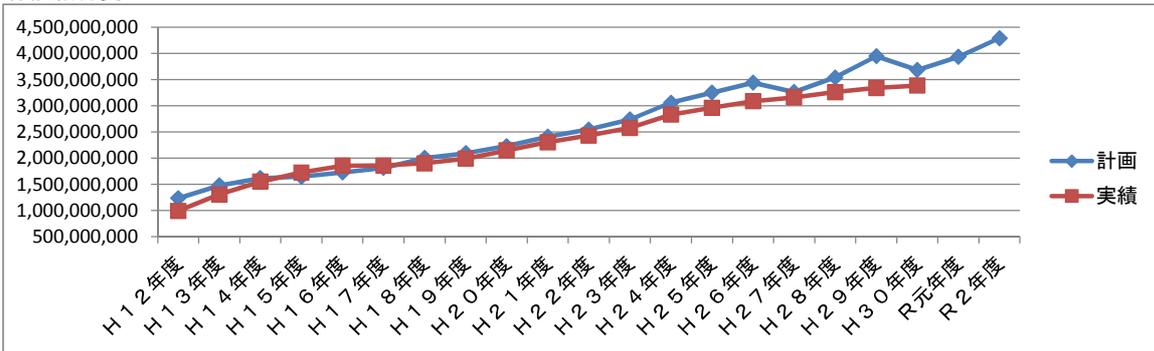
なお、地域支援事業費の執行額は、介護予防・日常生活支援総合事業の平成28年3月からの前倒しによる実施や平成28年度からの認知症施策推進事業、在宅医療・介護連携推進事業等の実施により、平成28・29年度は計画値を大きく上回っています。

(単位:円)

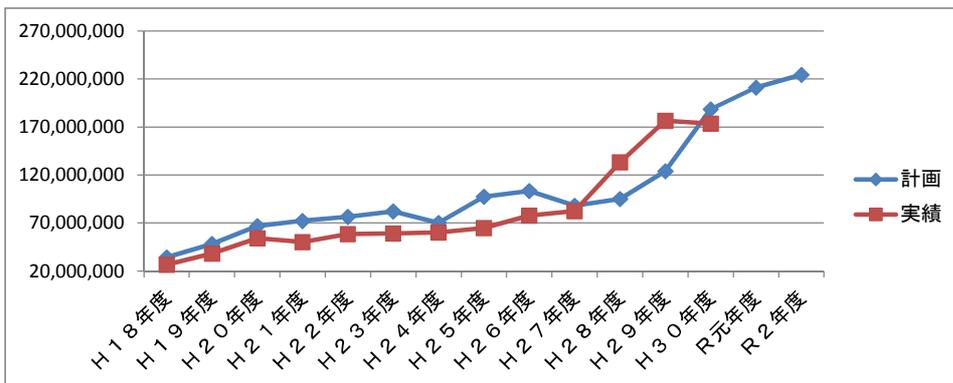
	年度		保険給付費	地域支援事業費	合計
第6期	H27年度	計画	3,264,270,588	88,078,000	3,352,348,588
		実績	3,162,217,459	82,331,530	3,244,548,989
		執行率	96.9%	93.5%	96.8%
	H28年度	計画	3,542,144,055	95,000,000	3,637,144,055
		実績	3,262,464,621	133,152,779	3,395,617,400
		執行率	92.1%	140.2%	93.4%
	H29年度	計画	3,948,000,399	124,000,000	4,072,000,399
		実績	3,341,298,590	176,546,851	3,517,845,441
		執行率	84.6%	142.4%	86.4%
3力年合計	計画	10,754,415,042	307,078,000	11,061,493,042	
	実績	9,765,980,670	392,031,160	10,158,011,830	
	執行率	90.8%	127.7%	91.8%	

	年度		保険給付費	地域支援事業費	合計
第7期	H30年度	計画	3,684,727,829	188,336,000	3,873,063,829
		実績	3,385,500,030	173,572,974	3,559,073,004
		執行率	91.9%	92.2%	91.9%
	R元年度	計画	3,936,416,771	211,012,095	4,147,428,866
		実績			0
		執行率	0.0%	0.0%	0.0%
	R2年度	計画	4,292,789,846	224,354,008	4,517,143,854
		実績			0
		執行率	0.0%	0.0%	0.0%
3力年合計	計画	11,913,934,446	623,702,103	12,537,636,549	
	実績	3,385,500,030	173,572,974	3,559,073,004	
	執行率	28.4%	27.8%	28.4%	

保険給付費



地域支援事業費



5. 介護サービス事業所の参入状況

袖ヶ浦市に所在地を有する事業所数のみ計上しています。

平成28年4月から、通所介護のうち利用定員が19名未満の事業所の指定が県から市に移り、地域密着型サービスに移行しました。

また、平成30年4月から、新たな介護保険施設として「介護医療院」が創設されましたが、現在、市内に該当する施設はありません。

(1) 居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所

サービス名	H26年4月	H27年4月	H28年4月	H29年4月	H30年4月	H31年4月
居宅介護支援	14	15	16	16	14	13

(2) 居宅サービス事業所・介護予防サービス事業所

サービス名	H26年4月	H27年4月	H28年4月	H29年4月	H30年4月	H31年4月
訪問介護	13	13	12	13	12	12
訪問入浴介護	1	1	1	1	1	1
訪問看護	23	23	25	25	22	22
訪問リハビリテーション	21	21	22	22	20	21
居宅療養管理指導	69	69	71	71	70	72
通所介護(デイサービス)	17	17	5	4	4	4
通所リハビリテーション(デイケア)	3	3	3	3	3	3
短期入所生活介護(ショートステイ)	11	11	11	11	11	11
短期入所療養介護(ショートステイ)	2	2	2	2	2	2
福祉用具貸与	1	1	1	1	1	1
特定福祉用具購入	1	1	1	1	1	1
事業所数合計	162	162	154	154	147	150

(3) 地域密着型サービス事業所・地域密着型介護予防サービス事業所

サービス名	H26年4月	H27年4月	H28年4月	H29年4月	H30年4月	H31年4月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	1	1	1	1	1	1
小規模多機能型居宅介護	0	0	1	1	1	1
認知症対応型共同生活介護	3	3	3	3	3	3
定員(人)	36	36	36	36	36	36
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	2	2	3	3	3
定員(人)	58	58	58	87	87	87
複合型サービス	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	—	—	16	16	16	14
事業所数合計	6	6	23	24	24	22

(4) 介護保険施設

サービス名	H26年4月	H27年4月	H28年4月	H29年4月	H30年4月	H31年4月
介護老人福祉施設	3	3	3	3	3	3
定員(人)	215	215	215	215	215	215
介護老人保健施設	2	2	2	2	2	2
定員(人)	190	190	190	190	190	190
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
定員(人)	0	0	0	0	0	0
介護医療院	—	—	—	—	0	0
定員(人)	—	—	—	—	0	0
施設数合計	5	5	5	5	5	5

6. 平成30年度 介護保険特別会計 決算見込み

介護保険を運営していくための介護保険特別会計の決算見込みです。

【歳入】

(単位:円)

区 分	当初予算額	予算現額A	収入済額B	差引 B-A	説 明
1 介護保険料	1,039,404,000	1,044,207,000	1,052,305,904	8,098,904	第1号被保険者(65歳以上)の保険料 ※基準月額5,060円
2 使用料及び手数料	1,000	1,000	0	△ 1,000	
3 国庫支出金	743,253,000	706,357,000	713,692,177	7,335,177	国からの介護給付費負担金(居宅20%・施設15%)など
4 支払基金交付金	1,021,252,000	938,857,000	938,857,779	779	社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金(27%)など ※第2号被保険者(40~64歳)の保険料分
5 県支出金	555,305,000	523,975,000	526,326,894	2,351,894	千葉県からの介護給付費負担金(居宅12.5%・施設17.5%)など
6 財産収入	21,000	30,000	30,267	267	介護給付費準備基金の運用益
7 繰入金	754,529,000	695,960,000	683,715,297	△ 12,244,703	
1 一般会計繰入金	732,846,000	695,960,000	683,715,297	△ 12,244,703	市の介護給付費負担分(12.5%)などの一般会計からの繰入金
2 基金繰入金	21,683,000	0	0	0	
8 繰越金	1,000	139,691,000	139,691,004	4	前年度繰越金
9 諸収入	10,234,000	8,239,000	8,218,231	△ 20,769	
歳入合計	4,124,000,000	4,057,317,000	4,062,837,553	5,520,553	

【歳出】

(単位:円)

区 分	当初予算額	予算現額A	支出済額B	不用額等 A-B	説 明
1 総務費	235,504,000	231,084,000	228,958,478	2,125,522	
1 総務管理費	191,550,000	191,169,000	190,972,633	196,367	人件費、介護保険事務費など
2 徴収費	3,498,000	3,465,000	3,227,249	237,751	賦課事務費、徴収事務費
3 介護認定審査会費	40,456,000	36,450,000	34,758,596	1,691,404	介護認定審査会費、認定調査等費
4 計画策定委員会費	0	0	0	0	
2 保険給付費	3,684,560,000	3,458,191,000	3,385,500,030	72,690,970	
1 介護サービス等諸費	3,339,686,000	3,155,575,000	3,092,672,692	62,902,308	要介護者に係る介護サービス給付費
2 介護予防サービス等諸費	73,474,000	59,194,000	57,336,864	1,857,136	要支援者に係る介護予防サービス給付費
3 その他諸費	2,400,000	2,400,000	2,367,500	32,500	国民健康保険団体連合会への審査支払手数料
4 高額介護サービス等費	77,000,000	80,104,000	78,375,860	1,728,140	利用者負担が一定額を超えた場合の給付
5 高額医療合算介護サービス等費	12,000,000	3,163,000	3,044,404	118,596	利用者負担(介護と医療を合算)が一定額を超えた場合の給付
6 特定入所者介護サービス等費	180,000,000	157,755,000	151,702,710	6,052,290	低所得者の施設サービス利用時の居住費と食費に対する給付
3 地域支援事業費	198,339,000	180,922,000	173,572,974	7,349,026	
1 介護予防・生活支援サービス事業費	99,597,000	89,550,000	84,370,374	5,179,626	要支援者等に係る訪問・通所のサービス費など
2 一般介護予防事業費	8,067,000	6,472,000	5,838,871	633,129	介護予防に係る事業費
3 包括的支援事業・任意事業	90,507,000	84,746,000	83,218,229	1,527,771	高齢者の相談対応や家族介護者への支援などに係る事業費
4 その他諸費	168,000	154,000	145,500	8,500	国民健康保険団体連合会への審査支払手数料
4 基金積立金	25,000	110,704,000	110,704,000	0	
1 介護給付費準備基金積立金	25,000	110,704,000	110,704,000	0	前年度繰越金等の介護給付費準備基金への積立
5 諸支出金	572,000	71,416,000	71,373,654	42,346	
1 償還金及び還付加算金	572,000	71,416,000	71,373,654	42,346	介護給付費国庫支出金等返還金など
6 予備費	5,000,000	5,000,000	0	5,000,000	
歳出合計	4,124,000,000	4,057,317,000	3,970,109,136	87,207,864	

※決算額については、議会での認定前のものです。今後、9月議会定例会に上程する予定です。

1 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

(1) 指定介護予防支援

予防給付の対象となる要支援者の自立支援を目的とした介護予防サービスの適切な利用に向けての支援

	平成28年度(うち新規)	平成29年度(うち新規)	平成30年度(うち新規)
ケアプラン作成数(総数)	2,475(68)	1,880(58)	1,989(64)
(総数)のうち包括担当数	1,079(34)	987(14)	917(24)
(総数)のうち委託事業所担当数	1,396(34)	893(44)	1,072(40)
委託率	56%	48%	54%

(2) 介護予防ケアマネジメント

介護予防・日常生活支援総合事業対象者の介護予防や生活支援を目的とした、適切なサービスの利用に向けた支援であり、介護予防・日常生活支援総合事業の平成27年度開始に伴い実施

	平成28年度(うち新規)	平成29年度(うち新規)	平成30年度(うち新規)
ケアプラン作成数(総数)	951(67)	1,866(71)	1,734(64)
(総数)のうち包括担当数	470(40)	1,012(26)	818(17)
(総数)のうち委託事業所担当数	481(27)	854(45)	916(47)
委託率	51%	46%	53%

【参考】委託契約締結事業所

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
委託契約締結事業所数	48	45	47
うち実績あり(稼働率)	36(75%)	33(73%)	37(79%)

2 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務・権利擁護業務

地域の高齢者に対する様々な相談の対応(総合相談支援業務)・高齢者虐待の予防と対応や成年後見制度利用に向けた支援等、判断力の低下した高齢者に対する支援等の対応(権利擁護業務)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
(総計)	2,952	3,031	4,058
(総計)のうち地域包括支援センター対応(実人員)	525	536	757
(総計)のうち地域包括支援センター対応(延対応回数)	2,241	2,190	3,262
(総計)のうちランチ対応(延対応回数)	711	841	796
(総計)のうち虐待に関する数	実25/延220 (うち市が虐待と判断した実人員7)	実20/延144 (うち市が虐待と判断した実人員8)	実17/延309 (うち市が虐待と判断した実人員9)
(総計)のうち日常生活自立支援事業に関する数	実2/延5	実3/延4	実4/延9
(総計)のうち成年後見制度に関する数	実23/延89	実19/延103	実40/延174
(参考)成年後見制度市長申立件数	3件	5件	7件

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者の包括的な支援に向けたネットワークづくりやケアマネジャーに対する個別支援等

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ケアマネジャーからの相談	実52/延128	実76/延241	実78/延232

※上記のほか、地域ケア会議(困難事例の解決に向けた会議、地域課題の解決に向けた会議及び自立支援に資するケアマネジメントの振り返りのための会議等)を開催した。

【センター別相談件数】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
(総計)	2,241	2,190	3,262
(総計)のうち地域包括支援センター対応	実202/延530	実208/延667	実414/延1,096
(総計)のうち地域包括支援ながらサブセンター対応	実218/延803	実246/延913	実263/延1,112
(総計)のうち地域包括支援ひらかわサブセンター対応	実144/延908	実145/延610	実172/延1,054

3 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療と介護機関の連携を推進し、在宅において切れ目のないサービスを受けられるような体制の整備を図る。（平成27年度より実施）

【実施状況】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
医療介護連携推進会議 開催回数	4	3	3
作業部会 開催回数	2部会※1 各4	2部会※2 各4	1部会※3 4
多職種研修会 開催回数	2	2	4
市民への普及啓発 開催回数	0	1	1
在宅医療・介護連携支援相談窓口での相談件数			87※4

- ※1 ①連携を深める作業部会②情報を発信するための作業部会
 ※2 ①連携を深める作業部会②研修・普及啓発のための作業部会
 ※3 連携を深める作業部会 ※4 平成30年度より地域包括支援センターに設置

4 生活支援体制整備事業

住民同士の助け合いやNPO等多様な主体による生活支援サービスの充実を図り、地域における支え合いの体制づくりを進める。（平成28年度より実施）

【実施状況】

●協議体の開催

平成28年度に、昭和・根形圏域、長浦・蔵波圏域及び平岡・中川富岡圏域の3か所で第2層圏域協議体を発足した。平成30年度は各圏域協議体とも、3回の会議を開催。30年度の会議では、「高齢者にやさしいお店などを集めた『袖ヶ浦市おたすけ手帳の作成』」等について協議を行った。なお、全市を対象とする第1層協議体を1回開催した。

●生活支援コーディネーターの配置及び活動

協議体の運営や、各地域の助け合い活動をマッチングしていく生活支援コーディネーター（SC）を、第2層の長浦・蔵波圏域に、平成30年7月から1名配置した。サロンや百歳体操、まちづくり座談会などに積極的に参加し、地域の困りごとの把握や、助け合い活動の支援者との交流に努めた。なお、第2層SCについては、袖ヶ浦市社会福祉協議会に事業委託している。

●住民向け勉強会・地域づくりフォーラムの開催

平成30年度は第2層協議体の更なる拡充・発展、助け合い活動推進を図るべく、住民向け勉強会を5回、地域づくりフォーラムを1回開催した。

5 認知症施策

（1）認知症施策推進検討委員会

認知症初期集中支援チームの運営や認知症施策の推進について検討。（平成27年度より実施）

【実施状況】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催回数	4	4	4

（2）認知症初期集中支援チーム

認知症の人（疑い含む）とその家族に対し、初期の段階から複数の専門職で構成されるチームが包括的、集中的に関わり、自立した生活に向けての支援、介護負担の軽減を図る。（平成27年度より実施）

【実施状況】

チーム員による訪問活動を実施。また、効果的な支援を検討するため、チーム員会議を月2回実施。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新規対象者	17	20	10
訪問回数（延）	34	31	16

（3）認知症カフェ

認知症の人、家族、地域住民、介護職等が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、交流や情報交換を通じて認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図る。

【現状】

現在市内に地域住民、ボランティア等により3箇所の認知症カフェが開設されており、市としては周知活動とともに、必要に応じて職員の派遣を行う等、後方支援を行っている。

（4）徘徊高齢者への早期帰宅支援（認知症おでかけ安心シールの交付）

認知症の人（疑いを含む）に対し、あらかじめ家族等の申請によりQRコードが記載されたシールを交付し、衣服や所持品に貼付しておくことにより、発見した際にQRコードを携帯等の端末で読み取ると、登録した家族や市へメールが届き、早期に家族へ引渡しができるもの。

【実施状況】

平成30年度より開始し、交付件数15件

(5) 認知症家族のつどい

認知症の方を介護する家族同士が介護経験や思いを分かち合ったり、アドバイスをし合い、交流を深め、支え合いとつながりを促進し、介護負担の軽減を図る。(平成22年度より実施)

【実施状況】

年4回開催。毎回、袖ヶ浦さつき台病院医師・介護福祉士が出席。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催回数	4	4	4
人数(延)	37	50	32

(6) 頭の元気度測定会

認知機能評価支援システムを使用した簡易な検査で、おおまかな認知機能を判定し、認知機能の自己確認や認知症への関心を高めるとともに、認知症を早期発見し、最適な保健指導、医療等の機会に結び付ける。(平成26年度より実施)

【実施状況】

- タッチパネル式の機器を使用し、頭の元気度を測定。
- 月1回定期測定のほか、出張測定を実施。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催回数	43	40	34
人数(延)	205	244	178

(7) 認知症サポーター養成講座

認知症についての理解を深め、認知症の人やその家族の暮らしやすい地域をつくる。(平成19年度より実施)

【実施状況】

市内小中高等学校、地区サロン、福祉施設等の他、オープンクラスの開催。

	19~28	平成29年度	平成30年度
開催回数	196	26	26
人数	6,954	1,129	686

6 介護予防・生活支援総合事業

要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、多様な主体による多様なサービスを提供し、効果的・効率的に介護予防や日常生活支援を行う。

【多様なサービスの実施状況】

- 訪問型サービスA(平成28年度より開始)
6事業所を指定し、4事業所においてサービス提供。平成30年3月末現在、利用者11人。
- 訪問・通所一体型短期集中サービスC(平成29年度より開始)
リハビリテーション専門職との連携により、サービス開始。平成30年度 利用者65人。

7 一般介護予防事業

あらゆる高齢者を対象とした住民主体の通いの場の充実等、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な介護予防の取り組みの実施及び推進を図る。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
(総計) 一般介護予防事業参加延人数	21,668	27,489	32,295
(総計)のうち おらが出張講座	56回実施 1,356人参加	69回実施 2,054人参加	60回実施 1,704人参加
(総計)のうち 袖ヶ浦いきいき百歳体操	実799/延19,297 新規開設20団体	実993/延25,435 新規9団体	実1,209/延30,591 新規10団体
(総計)のうち 通所型介護予防教室 実人数/延人数	100/1,015 ※		

※通所型介護予防教室は平成29年度より、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問・通所一体型短期集中サービスCに移行。

※上記のほか、認知症予防、口腔機能向上及び失禁予防の講座を開催した。

8 その他

平成30年度より、特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人3法人に委託して、家族介護者が介護方法や介護のサービスについて学ぶ「家族介護教室」を開催し、安心して介護を続けることができるよう支援を行った。【合計12回実施、参加者延105人】

1 地域包括支援センターの設置及び事業内容の概要について

平成18年度の介護保険制度改正により、地域支援事業が創設され、それに伴い本市においては、平成19年度より地域包括支援センターを設置しました。

地域支援事業は、市町村が行うもので、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものであり、これらの中心的役割を果たすのが「地域包括支援センター」です。

地域包括支援センターについては、その適切、公正かつ中立な運営を確保するため、「地域包括支援センター運営協議会」を設置することとされています。

本協議会は、この「地域包括支援センター運営協議会」を兼ねています。

【地域包括支援センターが関わる事業】

地域
支援
事業

【包括的支援事業】

(ア) 地域包括支援センターの運営 **必須**

- 総合相談支援業務(あらゆる高齢者への相談支援)
- 権利擁護業務(高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応等)
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(ケアマネジャーへの支援等)
- 介護予防ケアマネジメント(基本チェックリスト該当者に対して、総合事業における訪問、通所サービスの円滑な利用に向けたケアプランの作成等を含むマネジメント)
- (イ) 在宅医療・介護連携推進事業
- (ウ) 生活支援体制整備事業
- (エ) 認知症総合支援事業

【介護予防・日常生活支援総合事業】※

(ア) 介護予防・生活支援サービス事業

- 介護予防ケアマネジメント **必須** (要支援者に対して、総合事業における訪問、通所サービスの円滑な利用に向けたケアプランの作成等を含むマネジメントであり、上記包括的支援事業のものと内容は同じ)
- (イ) 一般介護予防事業

任意事業【認知症高齢者見守り事業、認知症サポーター養成等事業 等】

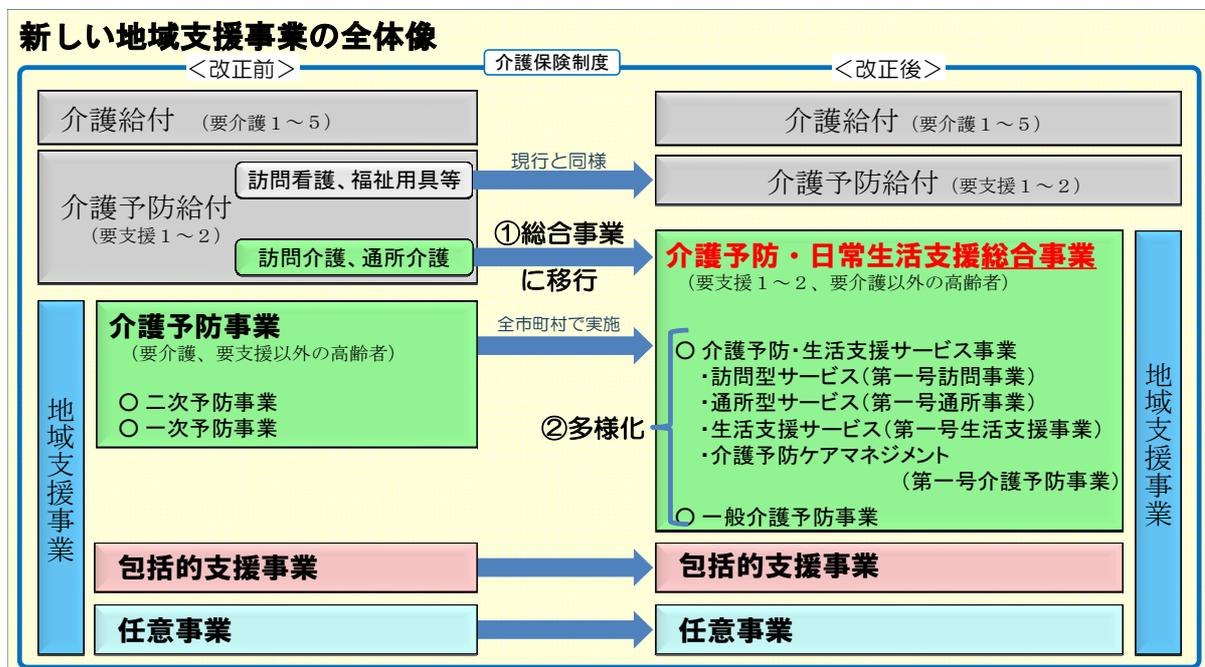
指定介護予防支援【介護保険の予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービスの適切な利用を行うための、ケアプランの作成を含むマネジメント】 **必須**

2 介護予防・日常生活支援総合事業について

【介護予防・日常生活支援総合事業とは】

介護保険法第115条の45において規定されている地域支援事業の一つで、被保険者が要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減や悪化の防止と、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための施策を、総合的かつ一体的に行う事業をいいます。

平成27年度の介護保険制度改正により、地域支援事業は図のように見直され、本市では平成28年3月1日より実施しています。



改正により、従来介護予防給付として国一律の基準により行われていた要支援認定者向けの訪問介護、いわゆるヘルパーサービスと通所介護、いわゆるデイサービスが、市町村ごとに地域の特性に合わせ実施する地域支援事業に組み込まれることとなりました。

この際、従来より市町村ごとに実施していた介護予防事業(二次予防事業・一次予防事業)と一体的に制度の設計・運営を行うことで、より効果的・効率的に介護予防と生活支援を実施することが求められることとなりました。

このヘルパーサービス及びデイサービスと介護予防事業を合わせて運営していく事業が介護予防・日常生活支援総合事業となります。

【事業の対象者】

- ・ 要支援認定者
- ・ 基本チェックリスト(25項目の質問)を実施し、一定の項目に該当し心身の低下が見られる方

※なお、一般介護予防事業は65歳以上のすべての方が対象

【事業の構成】

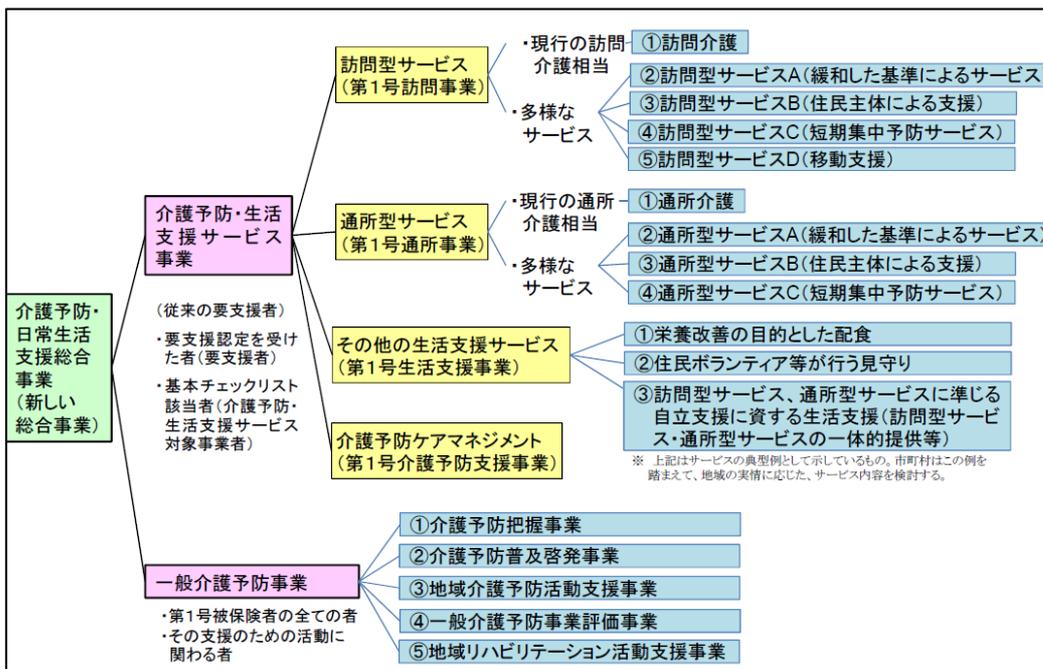
○介護予防・生活支援サービス事業

- ・ 訪問型サービス(第一号訪問事業)
- ・ 通所型サービス(第一号通所事業)
- ・ その他の生活支援サービス(第一号生活支援事業)
- ・ 介護予防ケアマネジメント(第一号介護予防事業)

○一般介護予防事業

さらに、訪問型サービス・通所型サービスのうちの多様なサービスは下記の通りに分けられます。

- ・ サービスA…従来のホームヘルパー・デイサービスよりも緩和した基準により実施されるサービス
- ・ サービスB…ボランティア等の住民が主体となり、自主活動として実施される生活支援や通いの場
- ・ サービスC…保健や医療などの専門職による短期間に集中して提供されるサービス
- ・ サービスD…住民が主体となって実施する移動支援(サービスBと一体的に実施)



議題(3) 令和元年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

令和元年度指定介護予防支援業務の委託について、新規の委託事業所との契約締結を行うため承認を求めるものです。

令和元年度 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務 委託事業所（追加分）

NO	契約日	事業所番号	事業所名	居宅介護支援事業所					運営主体			
				住 所	指定 取得	指定 更新	管理者	常勤 換算	法人名	代表者 役職	代表者	住 所
44	令和元年 5月11日	1472900487	デイ・サービスモック	神奈川県厚木市 下萩野836-1	平成15年 11月1日	平成27年 11月1日	来住 八重子	2	有限会社 クリスマス商会	代表取締役	来住 友也	神奈川県厚木市中依知 123-6

議題(3) 資料

議題(4) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について、新規指定が1件あったことから報告するものです。

【新規】

事業所名	住所	サービス種別	運営主体			指定日	
			法人名	代表者役職	代表者	指定日	指定終了日
ミサキ訪問介護事業所	袖ヶ浦市 蔵波2589	第1号訪問事業	株式会社 美咲コーポレーション	代表取締役	末吉 昭子	令和元年7月1日	令和7年4月30日

平成30年度

高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

進捗状況

基本理念 ふれあいとささえあい 共にはぐくむ 高齢社会

各事業の評価一覧(基本施策別)

基本目標	基本施策	事業数	評価			
			A	B	C	D
1 健康でいきいきとした暮らしの実現	(1) 介護予防・重度化防止の推進	7事業	6	1	0	0
	(2) 多様な健康づくりの推進	4事業	3	1	0	0
	(3) 疾病予防の推進	8事業	3	5	0	0
	(4) 社会参加と生きがいづくりの促進	12事業	7	5	0	0
2 住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備	(1) 相談支援体制の充実と適切なケアマネジメントの推進	5事業	5	0	0	0
	(2) 在宅医療と介護の連携の推進	3事業	3	0	0	0
	(3) 自立や介護に配慮した住まい・まちづくりの推進	6事業	2	4	0	0
	(4) 家族介護者への支援の充実	4事業	3	1	0	0
3 介護サービスの充実、福祉・介護人材の確保及び育成	(1) 将来を見据えた介護サービスの充実	5事業	1	4	0	0
	(2) 生活支援サービスの充実	9事業	5	4	0	0
	(3) 福祉・介護人材の定着支援	2事業	0	2	0	0
4 地域で支え合う仕組みづくりの推進	(1) 互いに支え合う地域づくりの推進	9事業	5	4	0	0
	(2) 安全・安心な生活環境の確保	10事業	7	3	0	0
計		84事業	50	34	0	0

評価区分 A:目標以上に達した B:おおむね達成した C:目標を下回った D:実施しなかった

基本目標 1 健康でいきいきとした暮らしの実現
基本施策 (1) 介護予防・重度化防止の推進

No.	事業名	取組概要	第7期計画の取組		事業評価	取組みの効果	今後の課題	見直し有無	担当課
			項目	平成30年度					
①	介護予防・生活支援サービス事業	要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、地域の実情に合わせた多様なサービスにより、効果的・効率的に介護予防や日常生活支援を行っています。	計画	・資格や人員等の基準を緩和した訪問型サービスAの充実 ・専門職による短期集中予防サービスCの充実 ・住民主体によるサービスB及びサービスDの実施の可能性に向けた検討	B	資格や人員の基準を緩和した訪問型サービスAやリハビリ専門職による訪問・通所一体型短期集中サービスCを実施した。 市の実情に合わせた多様なサービスを実施し、円滑にサービス提供が行えたことにより、要介護・要支援認定に至らない高齢者の増加、重度化予防の推進につながるものと考えている。	多様なサービスの一つである住民主体によるサービスは、元気な高齢者が担い手となることにより、担い手自身の介護予防にも繋がるという利点がある。 地域の支え合いによる生活支援は、生活支援体制整備事業と連動させて検討していく。合わせて、住民主体によるサービスについて規定整備し、具体的な枠組みを示していく必要がある。	無	高齢者支援課
②	介護予防普及啓発事業	「おらが出張講座」の開催や広報紙への掲載、イベント時の啓発パンフレットの配布により、介護予防の必要性について普及啓発活動を行います。 また、食べる楽しみを持ち続けられるよう、口腔機能の維持のための相談や講習会を実施します。 さらに、活動的な生活を送れるよう、失禁予防のための体操等、講習会を実施します。介護予防体操である「袖ヶ浦いきいき百歳体操」については、実施地域や参加者のさらなる拡大を図っていきます。	計画	・「口腔機能維持・向上」及び「失禁予防・失禁対策」のための相談や講習会の実施 ・袖ヶ浦いきいき百歳体操参加者1,000人	A	新たに口腔機能の維持・拡大に向けた講演会や失禁予防に関する講座等の開催により、高齢者が楽しみを持ち活動的な生活を送る一助となり、介護予防の取組みの拡大が図られた。 また、いきいき百歳体操に関しては、高齢者の歩いていける場所に拡大されている。この活動は運動機能の維持・向上に加えて、社会性の維持・拡大が図られ、居場所作り、生きがいくくりにもつながるものとなっている。	介護予防の取組を充実させていくにあたっては、実施場所の確保や住民の理解・協力が重要であり、地域によっては公会堂等集える場所が近くにないため、活動拠点を模索してはいるものの活動の継続に結びつかないところがある。 また、介護予防の取組みの必要性について意識が低い者に関して、様々な場を活用して普及啓発を行うとともに、行動変容に結び付けるための方策を検討する必要がある。	無	高齢者支援課
③	地域介護予防活動支援事業	介護予防活動団体に対し、必要時、保健師等による技術支援や補助金による財政支援により活動の継続を図ります。 また、介護予防の取り組みを支援するサポーター（はつらつシニアサポーター）の支援により、介護予防活動の円滑な実施に結び付けます。 さらに、袖ヶ浦いきいき百歳体操実施団体同士の交流、発表の場を設け、モチベーションの維持に努め、活動の継続を支援していきます。	計画	袖ヶ浦いきいき百歳体操全市交流会の実施	A	補助金の交付が、袖ヶ浦いきいき百歳体操をはじめ、住民主体の介護予防活動の拡大及びその継続の一助となっている。また、はつらつシニアサポーターにより、介護予防団体へのサポート体制が作られ、同時にサポーター自身の介護予防にも繋がっている。	介護予防の充実を図るためには、はつらつシニアサポーターによる支援が必要であるが、サポーターになっても活動に結びつかない者も多く、実働できるサポーターの養成と自主的活動に向けた方策を検討する必要がある。 合わせて、介護予防活動団体の継続支援に向けて、交流大会以外での支援方法についても検討する必要がある。	無	高齢者支援課
④	介護予防把握事業	医療機関や民生委員等からの様々な情報を活用し、生活機能が低下し支援が必要な高齢者を把握します。 なお、事業で把握した情報は、訪問通所一体型サービスC（専門職による短期集中サービス）等、各種介護予防につなげていきます。	計画	継続	A	地域に潜在する虚弱高齢者を基本チェックリストや地域からの情報により把握することで、介護予防の取組みにつなげることができている。	高齢者の健康状態は短期間でも変動が起こりうることから、定期的な基本チェックリストのデータ収集に加えて、地域関係機関との連携を強化し、より新しい情報の把握に努める必要がある。	無	高齢者支援課
⑤	地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取り組みを強化するために、リハビリテーション専門職等の関与を促進していきます。	計画	・リハビリテーション職等による介護予防団体への集団指導、個別評価の実施 ・地域ケア会議への参加	A	地域の介護予防実施団体へのリハビリテーション専門職等の指導により、介護予防の強化につなげるとともに、イベント時の測定会の実施により、地域住民に対し、介護予防の取組みに向けた啓発を進めることができている。リハビリテーション職等連絡協議会においては、介護予防事業の充実に向けて提案をもらう等、意見交換が進められている。また、地域ケア会議での助言を通して、ケアプランを見直す等、自立支援に向けた取組みが進められている。	リハビリテーション専門職の活動にあたっては、活動団体の増加もあり、需要に対する対応が今後難しくなる懸念もある。新規の協力事業所や協力者の確保を検討していく必要がある。また、協議会が自主組織として運営していける可能性を視野に入れて、会議の運営を行っていく必要がある。	無	高齢者支援課

基本目標 1 健康でいきいきとした暮らしの実現
基本施策 (1)介護予防・重度化防止の推進

No.	事業名	取組概要	第7期計画の取組		事業評価	取組みの効果	今後の課題	見直し有無	担当課
			項目	平成30年度					
⑥	一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業(普及啓発、地域活動支援等)の実施状況を含め、地域づくりの観点から介護予防・日常生活支援総合事業全体の評価を行っていきます。	計画 継続	・高齢者に対する介護予防の普及啓発や活動支援の実施回数、内容について評価した。 ・介護予防活動の実施状況を地図上にマッピングし、住民に啓発を図った。 ・介護予防に関する出張講座の開催回数、参加者数、はつらつシニアサポーター養成状況について、地区別、年齢別で集計し、評価を行った。 ・介護認定率を把握し、介護予防の取組みの評価を行った。	A	評価については、主にプロセス評価の中の定量的指標を用いた評価を行っており、その状況を地域住民へフィードバックすることが、介護予防の取組み開始への動機づけとなり、住民主体の介護予防の取組みが拡大していると捉えられる。	介護認定率については介護予防の取組みを行ったことによるアウトカム指標であると国の要綱上示されているが、後期高齢者数の伸び等複合的な要因があると考えているので、指標の設定が難しい。 また、介護予防・日常生活支援総合事業の各事業の実施状況も踏まえて評価を行っていく必要がある。	無	高齢者支援課
⑦	認知症予防の推進	認知症予防のための講演会等を開催するなどし、認知機能評価支援システムの活用を進め、認知症予防に関する普及啓発を充実していきます。	計画 認知症予防の講演会等の実施	・認知症予防講演会や教室を開催し、認知症予防に関する普及啓発を行った。 【認知症予防講演会1回開催 参加者数115人 教室開催3回 参加者1回目18人 2回目26人 3回目37人】 ・認知機能評価支援システムを用いた頭の元気度測定会を開催し、測定結果に応じた生活指導を行った。 【頭の元気度測定会 定期測定会28回開催 参加者数68人 定期外測定6回実施 参加者数110人】	A	認知症予防講演会や教室及び頭の元気度測定会を通じて、認知症予防の必要性についての普及啓発や予防に関する生活指導を行い、介護予防や重度化防止に向けた取組みを進めることができた。	認知症予防への地域住民の関心は高いものの、平日日中での開催となると参加者が限定されるため、幅広く認知症予防の普及啓発が図れるよう、開催日時の検討等工夫が必要である。	無	高齢者支援課

「基本施策」における事業評価の合計

評価区分		30年度
A	目標以上に達した	6
B	おおむね達成した	1
C	目標を下回った	0
D	実施しなかった	0
計		7

基本目標 1 健康でいきいきとした暮らしの実現
基本施策 (2) 多様な健康づくりの推進

No.	事業名	取組概要	第7期計画の取組		事業評価	取組みの効果	今後の課題	見直し有無	担当課
			項目	平成30年度					
①	健康づくり支援センター管理事業	総合的な健康づくり活動の場である健康づくり支援センターの運営により、市民の健康維持、増進を支援する。また、指定管理者による健康相談や各種教室を実施します。	計画 継続	相談事業 ・運動健康相談 ・個別健康相談	B	健康づくり支援センターにおいて、プール、トレーニングルーム、風呂等のサービスのほか、各種相談事業や健康づくりのための各種教室を開催した結果、年間約20万人の方が利用している。 また、高齢者の利用率は5割を超えており、利用者の健康維持・増進に寄与していると考えられる。	現状において、年間目標利用人数に達していないため、実施する教室の見直しや更なる周知活動を行い、より多くの方に利用してもらう。	無	健康推進課
②	総合型地域スポーツクラブ活性化事業	子どもから高齢者まで身体を動かす機会と場を確保し、また青少年の健全育成と地域住民のつながりを高めるスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの活動やクラブ間の交流活動を支援します。	計画 継続	各クラブ(5クラブ)において、定例活動や大会・イベントを開催し、スポーツ活動を行うとともにクラブの周知に努めた。 ・スポーツ教室を2回開催(6/23、2/24) ・各クラブ間交流スポーツ大会5回開催(10/8、11/18、12/2、2/2、3/3 述べ参加者:735名) ・ウォーキングフェスタ2019in袖ヶ浦開催(3/10 参加者:737名) ・総合型地域スポーツクラブ連絡協議会運営委員会、総会を開催(4/26、5/25、7/5、10/25、2/28)	A	市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会主催ウォーキングフェスタや市内各総合型地域スポーツクラブ主催の交流会を開催し、子どもから高齢者まで身体を動かす場を提供することにより多様な健康づくりの推進を図ることができた。 スポーツ教室では、パラリンピック正式種目である「ボッチャ」「フライングディスク」の体験会を開催し、2020年のオリンピックパラリンピックに向け、機運の醸成に努める企画を実施した。	会員の高齢化が進んでおり、特に中高校生の会員が少ない状況である。また、交流大会の参加者が固定化している傾向がある。	無	体育振興課
③	介護予防普及啓発事業 (口腔機能の維持のための支援)【再掲】	食べる楽しみを持ち続けられるよう、口腔機能の維持・向上のための相談や講習会を実施します。	計画 口腔機能の維持、向上のための相談や講習会の実施	・口腔機能維持・向上に関心のある者や基本チェックリストの結果、口腔機能の低下している者を対象にし、専門職による講演会を開催した。	A	参加者に対して食べる楽しみを持ち続けられるよう、口腔ケアの必要性等についての理解を促すことにより介護予防の取組みが進められた。	介護予防を進めるためには、運動、栄養、口腔のそれぞれの視点での啓発が必要である。地域においては口腔機能の維持に向けた関心はあまり高いとはいえないため、口腔機能の維持の必要性について今後も様々な機会を活用して幅広く普及していく必要がある。	無	高齢者支援課
④	介護予防普及啓発事業 (失禁予防のための支援)【再掲】	積極的に外出する等、活動的な生活が送れるよう、失禁予防のための体操等、講習会を実施します。	計画 失禁予防のための講習会の実施	失禁予防・失禁対策のための講演会及び実践講座を開催した。	A	失禁予防・失禁対策のための講演会や実践講座の開催により、外出することへの不安が軽減され、社会性の向上につながり、自立した生活への一助となっている。	失禁については、他人に知られたくない等、デリケートな問題である一方、失禁予防についてのニーズは多く潜在していると思われる。そのため、事業の実施にあたっては、抵抗感が少なく参加できるよう周知方法等について配慮する必要がある。	無	高齢者支援課

「基本施策」における事業評価の合計

評価区分	30年度
A 目標以上に達した	3
B おおむね達成した	1
C 目標を下回った	0
D 実施しなかった	0
計	4

基本目標 1 健康でいきいきとした暮らしの実現
基本施策 (3) 疾病予防の推進

No.	事業名	取組概要	第7期計画の取組		事業評価	取組みの効果	今後の課題	見直し有無	担当課
			項目	平成30年度					
①	特定健康診査及び特定保健指導の実施	生活習慣病の予防・改善と医療費の適正化対策を推進するため、健診・保健指導対象者の拡大や実施方法の充実を図り、また個人へのインセンティブの提供により国民健康保険加入者自らが生活習慣を見直し、自発的に予防する行動変容を支援します。	計画 継続	実績 【特定健康診査】(3/末時点) 受診率(目標値)54.0% 対象者数 10,100人 受診者数 5,034人 【特定保健指導】(3/末時点) 実施率(目標値)50.0% 対象者数 708人 実施者数 513人(初回済)	B	受診率・実施率ともに目標値には届かなかったものの、県平均を上回っている。また、集団健診において、がん検診や介護予防に着目した測定会との同時実施を行い、特定健診を受診した人などにポイントを付与する健康マイレージを活用するなど、受診率向上に向けての取り組みを行っている。 生活習慣病の予備軍に対し、早い段階から生活習慣改善に向けた支援を行うことで、市民の健康の保持・増進を図り、重症化予防や将来的な医療費の伸びを抑制することが期待できる。	特定健診の受診率は平成20年度の特定健診開始時より約5%上昇し50%に達した。25年度以降はほぼ横ばいで推移している。 特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率向上のため、受診勧奨や周知内容、実施方法等について検討し、効果的に実施する必要がある。	無	保険年金課・健康推進課
②	後期高齢者健康診査の実施	後期高齢者医療に加入する被保険者等を対象とした健康診査を千葉県後期高齢者医療広域連合より受託して実施します。	計画 継続	実績 【後期高齢者健康診査】 実施時期:6月～9月、2月 対象者数:7,094人 受診者数:3,709人 受診率:52.28%	A	健康診査や歯科健診を実施することにより、疾病の予防対策や早期発見、早期治療、健康寿命の延伸に寄与した。	健康診査受診率は現時点で、県の目標値(36.8%)を達成しているが、いまだに5割程度の被保険者が未受診であるため、集団健診の併用など実施機会を増やすことで受診率の向上を図りたい。	無	保険年金課
③	人間ドック検診料の助成	国民健康保険に6月以上加入している満年齢35歳以上の方及び後期高齢者医療制度加入者の人間ドック受診者に対し、検診料の一部を助成します。	計画 継続	実績 疾病の早期発見、早期治療を図るため、人間ドックの検診料の一部を助成した。 また、国民健康保険加入者に対して、結果が「要精密検査」「要医療(要治療)」の方には医療機関を受診を促し、報告を求めた。 ・受診者数 国保加入者:683名 後期加入者:140名	A	人間ドックの費用助成を実施することにより、健康診査より詳細な検査を受けることが可能であり、健康診査同様に疾病の予防対策や早期発見、早期治療に寄与した。	健康診査受診者と合わせても、いまだに5割程度の被保険者が未受診であるため、受診者の増加を図りたいところであるが、国民健康保険については市単独事業であり、後期高齢者医療は、補助額の縮小、廃止が見込まれるため、助成額の見直しが必要である。	無	保険年金課
④	成人保健指導事業	生活習慣病予防講演会を医師会や歯科医師会の協力を得て、生活習慣病予防への関心と理解が深まるよう実施します。	計画 講演回数 1回 定員 40名	実績 講演回数 1回 テーマ 「心電図で何がわかるか」 参加者:43名	A	高齢者を含む市民の生活習慣病による健康障害を予防し、健康の増進に貢献している。	様々な視点から講演会テーマを検討し、開催していく。 周知方法や講演テーマについて検討していく必要がある。	無	健康推進課
⑤	各種がん検診事業	肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がんの各種がん検診の実施により、がんの早期発見・早期治療に結び付けるとともに、広報紙、HPへの掲載や個別通知などを行い受診者の拡大を図ります。	計画 継続	実績 受診者数19,844人 (内訳) ・胃がん 2,903人 ・肺がん 5,325人 ・大腸がん 3,980人 ・子宮がん 3,589人 ・乳がん 3,838人 ・口腔がん 209人	B	各種がん検診の実施により、市民の健康維持及び増進に寄与している。	受診者数が減少傾向にある。受診勧奨、啓発事業等を実施することで、受診者数の増加を図る。	無	健康推進課
⑥	健康相談事業	健診結果等をもとに、個人への保健指導を実施し、生活習慣病の発症予防や重症化予防に向けた取り組みを支援し、QOLの向上や健康寿命の延伸を図ります。 また、健康づくり支援センターにおいても、健康不安を抱える利用者からの相談や、栄養や運動等に関する相談にも随時対応します。	計画 継続	実績 相談人数 88人 (内訳) すこやか相談(成人)70人 「ガウランド」運動健康相談12人 「ガウランド」個別健康相談6人	B	参加者人数は少ないが高齢者を含む市民の生活習慣病による健康障害を予防し、健康の増進に貢献している。	相談者数は微増傾向にある。啓発等を工夫し、受診者数の増加を図る。	無	健康推進課
⑦	予防接種事業	高齢者を対象としたインフルエンザや肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施し、疾病予防を推進します。	計画 継続	実績 実施者数 9,911人 (内訳) ・インフルエンザ 8,325人 ・肺炎球菌 1,586人	B	高齢者インフルエンザ・肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施し、疾病予防の取り組みを推進することができた。	今後も継続的に事業を実施する。	無	健康推進課
⑧	歯科健診等推進事業	【成人歯科健診】 30・40・50・60・70歳(節目年齢)の市民を対象に、歯科健康診査を実施し、併せて口腔衛生指導を行います。 【後期高齢者歯科健診】 千葉県後期高齢者医療広域連合被保険者のうち、76歳の方を対象とした歯科健康診査を実施し、口腔衛生指導及び食事生活指導を行います。	計画 継続	実績 ・受診率:6.5% ・対象者:30・40・50・60・70歳の市民(治療中の方及び職場等で受診の機会のある方は除く) ・実施期間:7～12月 ・受託先:君津木更津歯科医師会の会員になっているもので市内に開業している歯科医院	B	歯周疾患の早期発見・早期治療を実施することで、健康な歯で健康な生活を送ることができるよう成人歯科健診を実施する。 成人歯科健診を実施することにより、その後の定期的な受診行動や早期治療、正しい歯ブラシ等の手技の取得にもつながっている。	個別通知、広報紙、ホームページ等により周知を図るものの、受診率が伸びない状況にある。	無	健康推進課

基本目標 1 健康でいきいきとした暮らしの実現
基本施策 (3) 疾病予防の推進

「基本施策」における事業評価の合計

評価区分		30年度
A	目標以上に達した	3
B	おおむね達成した	5
C	目標を下回った	0
D	実施しなかった	0
計		8

基本目標 1 健康でいきいきとした暮らしの実現
基本施策 (4) 社会参加と生きがいの促進

No.	事業名	取組概要	第7期計画の取組		事業評価	取組みの効果	今後の課題	見直し有無	担当課
			項目	平成30年度					
①	高齢者いきがい促進事業(高齢者学級)	健康で充実した生活を送ることができるよう、学習や交流活動を通して一人ひとりの生きがいを促進するとともに、仲間づくりを行います。	計画 継続	開催回数:45回 参加者数:1,638人	B	学習や交流活動を通して仲間づくりや、一人ひとりの生きがいに資する場の提供を行うことで、高齢者が健康でいきいきとした暮らしを実現するための一助となった。	特になし	無	市民会館・各公民館
②	ひとり暮らし高齢者バスツアー	共同募金配分金を財源とし、各地区社会福祉協議会がひとり暮らし高齢者を対象にバスツアーを実施し、交流の場を設けることで、地域活動への参加と生きがいを促進します。	計画 継続	開催地区:6地区 総参加者数:126人	A	外出機会の少ないひとり暮らし高齢者の方にとって年1回の恒例行事と定着化しつつあり、参加者間の交流にも寄与している。	各地区で参加する人数に差があるほか、歩行困難、疾病などで参加者が減少傾向にある地区がある。 参加者が減少傾向にある地区は、実施内容等を検討する必要がある。	無	社会福祉協議会
③	雇用促進奨励金の交付	55歳以上の高齢者及び障がい者を雇用する事業主に対し、雇用促進奨励金を交付することにより、雇用の機会の増大を図ります。 【令和元年度以降は見直し(廃止)を検討します。】	計画 新規交付 5社 交付対象者 5名	新規交付 11社 交付対象者 15人 (うち、1社 3人は障がい者)	A	高齢者及び障がい者の雇用の機会を確保するため、市内に住所を有する高齢者及び障がい者を雇用する事業主に対し、奨励金を交付することで、雇用機会の創出や労働環境の改善によって、誰もが働きやすく、また生活しやすい環境の向上が期待される。	見直しにより、令和元年度より年齢要件を引き上げることとしたため、令和2年度の取り組み(計画)を以下のとおりに変更する。 ・新規交付 5社 ・交付対象者 5名 引き続きハローワーク及び商工会と連携し、制度の利用について積極的な周知を図る。	有	商工観光課
④	高齢者スポーツ大会事業	高齢者がスポーツを通じて健康の保持及び交流を深めることにより、生活の喜びを高めることを目的にスポーツ大会を開催します。	計画 参加者 700人	本スポーツ大会への参加を通じて、地域の人々、友人、世代を超えた交流を図り、各地区において、より積極的に活動することで、生活の喜びを高められるよう推進した。 開催日 10月18日 参加者数 650名 【内訳】 選手 369名 (男157名、女212名) 役員 86名 来賓 5名 応援等 190名 最高齢者 95歳(女性) ブロック数 4ブロック	B	高齢者が地域住民と共にスポーツに取り組む場の提供を行うことにより、健康の保持及び交流を深め健康でいきいきとした暮らしを実現するための一助となっている。	平成22年度をピークに、参加選手数及び総参加者数が減少傾向にある。これはシニアクラブ連合会に加入している単位クラブ及び会員数の減少が大きな要因となっている。 今後、事業の実施、大会運営の支援策などシニアクラブ連合会事務局と検討する必要がある。	無	高齢者支援課
⑤	敬老事業(長寿祝金)	満88歳、満99歳以上の高齢者に長寿祝金を、満100歳、最高齢者に祝品を贈呈します。	計画 継続	長寿祝金として、満88歳者に2万円、満99歳以上の者に3万円をそれぞれ支給した。 また、満100歳者及び最高齢者には長寿祝品を贈呈した。 【長寿祝金】 ・満88歳 206名 ・満99歳以上 39名 【長寿祝品】 ・満100歳者 10名 ・最高齢者(105歳)	A	節目となる88歳と99歳以上の高齢者に祝金を贈り、最高齢者及び100歳の高齢者に祝品を贈呈することにより、高齢者への敬老の意を表するとともに長寿を祝い、併せて高齢者福祉の増進を図った。	今後、高齢者の増加に伴い対象者が拡大し事業費の増加が予測される。	無	高齢者支援課
⑥	老人福祉会館運営事業	高齢者等の憩いの場となる老人福祉会館の維持管理、運営を行います。	計画 継続	施設の維持管理及び施設利用の事務等を指定管理者へ委託し、モニタリング等を活用し適切な管理運営を行った。 指定管理者 社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会 利用者数 12,683名 利用団体数 1,030団体	A	指定管理者による適切な管理運営により、高齢者の憩いの場を提供することにより、高齢者生活の充実を実現するための一助となっている。	公共施設等総合管理計画における長寿命化計画を策定し、その結果を踏まえ施設改修も視野に入れた方策の検討を実施する。	無	高齢者支援課
⑦	シルバー人材センター育成事業	高齢者の経験と技能を活かした就労の場を確保するため、シルバー人材センターの経営の安定化を図るための支援を行います。 また、高齢者の日常生活支援など、長期的な受託業務を検討し、安定収入の確保を支援するなど会員数の増加に向けた経営の安定化を支援します。	計画 会員数 320人	補助金の交付等により運営を支援することで経営の安定化を図った。 会員数 263人	B	シルバー人材センターの運営事業費を補助することにより、安定的な運営を支援した。 また、高齢者が就業できる場の提供を行うことにより、高齢者生活の充実を実現するための一助となっている。	企業等の再雇用や定年の延長等の影響により会員数は減少傾向にあるものの、引き続き補助金を交付し運営を支援することで経営の安定化を図り、高齢者の就業機会を確保し社会参加の促進に寄与していく。	無	高齢者支援課

基本目標 1 健康でいきいきとした暮らしの実現
基本施策 (4) 社会参加と生きがいづくりの促進

No.	事業名	取組概要	第7期計画の取組		事業評価	取組みの効果	今後の課題	見直し有無	担当課
			項目	平成30年度					
⑧	生きがい活動支援通所事業 (いきいきサロン)	高齢者の生きがいと社会参加を促進するために、家に閉じこもりがちな高齢者等に対し、デイサービス事業を行います。 また、要支援者へのサービス提供など対象者の見直しも併せて行います。	計画 利用者数 35人 週1回実施するいきいきサロンに参加することにより、高齢者が家に閉じこもることを防止するとともに、生活指導や日常動作訓練等の基本サービスの提供により介護予防を推進した。	実績 いきいきサロン利用者数 31名 【内訳】 おたがいさま(老人福祉会館) 20名(延563人) コスモス(平岡公民館) 11名(延375人)	B	家に閉じこもりがちな高齢者に対し、通所の方法による各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立の助長及び要介護状態への進行の予防を図った。高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、高齢者生活の充実を実現するための一助となっている。	自主団体で行っている百歳体操や、地区社会福祉協議会が開催するサロン等の開催が広がっている。 各種多様な高齢者施策を総合的に持続可能な福祉施策として継続的に実施していくためには、他市の状況や本市の現状などから、事業の在り方について検討していく必要がある。	無	高齢者支援課
⑨	保育所児童世代間交流事業	高齢者と保育所児童との世代間の交流機会を充実させ、安心して子どもを生み育てる地域づくりを推進するとともに、世代間の支え合いの精神を育みます。	計画 実施保育所 4箇所 高齢者と保育所児童が保育所の行事を通じ交流を図った。	実績 実施保育所 9箇所 (公立2箇所、私立7箇所) 実施回数 述べ48回	A	高齢者と保育所児童との世代間交流事業の実施施設が目標を大きく上回る結果となった。 地域の高齢者に、保育所行事の芋掘りや運動会等に参加してもらうことで、高齢者の生きがい活動や社会参加の機会を提供するとともに、世代間が支えあう精神を育む一助となった。	特になし	無	保育課
⑩	地域ふれあいサロンの設置	高齢者が孤立しないよう、地域の中に集える場所(サロン)をつくり、市民、ボランティア等との交流機会を設けることで、地域で顔の見える関係づくりを促進し、高齢者の地域参加を促進します。	計画 継続 6地区社会福祉協議会において実施。 総参加者数:3,831人 【内訳】 昭和地区:678人 (会場:市民会館等) 長浦地区:393人 (会場:長浦駅前自治会館等) 蔵波地区:606人 (会場:蔵波台自治会館等) 根形地区:178人 (会場:のぞみ野マルシェ等) 平岡地区:1,461人 (会場:川原井第6集会所等) 中富地区:515人 (会場:成蔵公民館等)	実績	A	高齢者等が孤立しないよう、地域の中に集える場所(サロン)の提供を行った。 住民、ボランティア等とのつながりにより、①「地域のつながりづくり・心の健康維持」②「体の健康維持」③「悩みごとの解消」などの効果が期待でき、健康でいきいきとした暮らしが実現できる。	特になし	無	社会福祉協議会
⑪	シニアクラブ活動助成事業	単位シニアクラブ及びシニアクラブ連合会の社会参加活動、文化活動、体力・健康づくり事業を支援します。 また、クラブとの連携により、会員の加入促進を図ります。	計画 継続 シニアクラブ(連合会・17単位クラブ)へ補助金を交付し、社会参加活動、文化活動、体力・健康づくり事業の支援及び会員の生きがいと健康づくりの推進を図った。 また、自治会へチラシの配布やイベント時のPRなど新規会員の加入促進にも努めた。	実績	B	シニアクラブ(連合会・17単位クラブ)へ補助金を交付することにより、社会参加活動、文化活動、体力・健康づくり事業の支援及び会員の生きがいと健康づくりの推進をし、高齢者生活の充実を実現するための一助となっている。	シニアクラブ連合会も単位シニアクラブも若年高齢者の加入が少なく、全体的に高齢化している。 担い手となる役員が不足し、連合会からの離脱や解散、また、会員数が減少している。 新規会員の加入促進に努める必要がある。	無	高齢者支援課
⑫	「ガウラナビ」を活用した情報発信	ボランティア団体、NPO団体等の活動情報を市ホームページ、市民活動情報サイト(ガウラナビ)を活用して公開し、参加の促進を図ります。	計画 継続 登録数を増やすため、チラシの配布を行うとともに、説明会等の場を活用してPRを行った。 また、サイトの充実を図るため、既存登録団体に対しては、積極的に情報発信するよう働きかけた。	実績 登録団体数:63団体	A	市民活動団体の活動等を情報発信することで、市内での地域貢献活動等を知ることができ、社会参加を促すことができた。	広報等で周知を図り、新規登録もあつたが、登録団体数は横ばいである。登録団体数を増やすことは、厳しい状況ではあるが、引き続き広報等で周知を図り未登録団体へ登録を促すとともに、既存登録団体に対しては、最新情報の発信を促し、サイトの充実を図ることが必要である。	無	高齢者支援課

「基本施策」における事業評価の合計

評価区分	30年度
A 目標以上に達した	7
B おおむね達成した	5
C 目標を下回った	0
D 実施しなかった	0
計	12

基本目標 2 住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備
基本施策 (1) 相談支援体制の充実と適切なケアマネジメントの推進

No.	事業名	取組概要	第7期計画の取組		事業評価	取組みの効果	今後の課題	見直し有無	担当課
			項目	平成30年度					
①	地域包括支援センターの体制強化	地域包括ケアの実現に向け、役割や業務の拡大が求められている地域包括支援センターの人員体制を検討し、必要な対策を講じます。さらに、より効果的・効率的な運営ができるよう、介護保険法に基づく地域包括支援センターの定期的な評価方法について検討し、評価を実施します。	計画 実績	<ul style="list-style-type: none"> 体制強化のための適正な人員体制の検討 定期的な評価方法についての検討 地域包括支援センターにおいては業務量の増大し、特に介護予防ケアマネジメントについては喫緊の問題となっており、それに対応すべく非常勤一般職を平成31年度より1名増員することとした。 支援室も含めた地域包括支援センターの今後のあり方を関係各課と検討し、体制強化を図るための素案を作成した。 地域包括支援センターの評価指標については国より示された。また、平成30年度より開始した保険者機能強化推進交付金制度において評価指標が示されたため、その指標に則って評価を行った。【保険者金機能強化推進交付金 総得点県内3位】 	A	地域包括支援センターの体制強化に向け、介護予防ケアマネジメント実施者の増員、あり方についての内部協議や関係課との具体的な検討がなされた。	高齢化の進行や介護保険制度の度重なる改正により、地域包括支援センターの業務は増大するとともに、高い専門性が求められる。OJTに加えて、Off-JTを活用し、資質向上に努める必要がある。また、先般の介護保険制度改正により、主任介護支援専門員の更新制度が開始され、職員の資格保持が限界点に達していることから、今後の方向性について早期に方向性を固めることが必要である。	無	高齢者支援課
②	地域包括支援センターの相談支援の充実	地域包括支援センターの相談支援の充実を図るため、研修等を活用し、専門職の資質の向上に努めます。また、地域の関係機関等との連携を密にし、高齢者やその家族のニーズを的確に把握し、包括的な支援を行っています。	計画 実績	<ul style="list-style-type: none"> 継続 地域包括支援センターの専門職の資質向上を図るため、外部の研修の受講や内部での研修を実施した。 民生委員や医療、介護関係者、その他関係機関との相互の情報提供等に努め、適宜相談支援を行った。 	A	高齢化の進行に伴い、支援が必要な高齢者も増加しており、量的な増加とともに質的にも高度な対応能力が求められるため、OJT及びOff-JTを活用し、職員の資質の向上を図った。また、関係機関等との密な連携により、迅速かつ包括的な支援が行えている。	高い専門性を求められる相談支援業務を円滑に行っていくために、OJT及びOff-JTの更なる活用が求められる。	無	高齢者支援課
③	サブセンター運営事業	身近な地域で高齢者に関する相談ができるよう、ながら、ひらかわサブセンターを運営していきます。さらに、高齢化の進行や介護保険制度改正により役割や業務が増加し続けることから、効果的・効率的な運営に向けた体制のあり方を検討します。	計画 実績	<ul style="list-style-type: none"> 効果的・効率的な運営体制の検討 様々な機会を活用し、ながら、ひらかわサブセンターに対する周知を行った。【地域包括支援センター及びサブセンター周知 実施回数56回】 支援室も含めた地域包括支援センターの効果的・効率的な運営に向けて班内及び関係各課と検討した。 	A	本庁も含め、ながら及びひらかわサブセンターの周知を積極的に行うことにより、地域住民や関係機関の相談拠点としての理解が促進され、支援が必要な者に迅速かつ適切な支援が行えるような体制づくりが進められている。	今後の高齢者数の増大に対応するため、サブセンターを含め、地域包括支援センターの今後のあり方について検討を進める必要がある。	無	高齢者支援課
④	適切なケアマネジメントに向けた支援	利用者のニーズを適切に把握し、介護予防・自立支援に資するケアプラン(介護サービス計画)等の作成ができていないか、地域包括支援センターによるケアプランの確認とともに、地域ケア会議等個別の検討を通して、マネジメント力の向上を図ります。	計画 実績	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターによるケアプラン確認 個別の地域ケア会議の開催 介護予防ケアマネジメントを市内の居宅介護支援事業所に委託する際、作成したケアプランを確認し、介護予防・自立支援に向けたケアプランとなるよう助言を行った。 自立支援に資するケアマネジメントができていないか、ケアプランを通して振り返りを行う地域ケア会議を開催した。【自立支援型地域ケア会議4回開催 検討事例11件】 困難事例等の解決に向け、関係者とともに検討を行う地域ケア会議を開催した。【困難事例解決型個別地域ケア会議3回開催】 地域課題を共有し、解決策を検討していく地域ケア会議を開催した。【地域課題解決型地域ケア会議3地区開催】 	A	自立支援型地域ケア会議をはじめ、各種地域ケア会議の開催により、個別課題や地域課題を把握し、課題解決に向けた取組みが生まれたり、マネジメント力の向上が図られている。	介護予防・自立支援に資するケアプランの作成をはじめ、マネジメント力の向上を図るには、地域包括支援センター職員の高い専門性が必要であり、OJTに加えて、Off-JTを活用し、資質向上に努める必要がある。	無	高齢者支援課
⑤	認知症の早期支援体制の充実	認知症初期集中支援チームが認知症の人や家族に早期に関わり、自立に向けた包括的・集中的な支援を行うとともに、家族の介護負担の軽減を図ります。	計画 実績	<ul style="list-style-type: none"> 認知症初期集中支援チームによる訪問 認知症初期集中支援チーム員会議による、より良い支援の検討 認知症初期集中支援チームによる認知症の人及び家族への訪問支援を行った。【訪問件数16件】 認知症初期集中支援チーム員会議において自立に向けた個々のケースの支援方法についての検討を行った。【チーム員会議開催件数24回】 	A	医療・介護の多職種からなる認知症初期集中支援チームにより、認知症の人への早期支援を行うことで、認知症の人の自立に向けた支援や家族の不安や介護負担の軽減に繋がっている。また、これらの取組みの中で、関係機関との連携を緊密に行っており、認知症支援体制の充実が図られている。	認知症初期集中支援チームは、認知症の初期に集中した支援を行うことが定義づけられているが、長期にわたって支援を行う状況もある。また、チームの対象者が明確に定められていないことや、訪問するチームや家族のスケジュールの調整等が生じ、対象を決定する際に、時間を要するといった課題が生じている。	無	高齢者支援課

「基本施策」における事業評価の合計

評価区分		30年度
A	目標以上に達した	5
B	おおむね達成した	0
C	目標を下回った	0
D	実施しなかった	0
計		5

基本目標 2 住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備
基本施策 (2) 在宅医療と介護の連携の推進

No.	事業名	取組概要	第7期計画の取組		事業評価	取組みの効果	今後の課題	見直し有無	担当課
			項目	平成30年度					
①	在宅医療・介護連携推進事業 (その1)	【連携の推進に向けた土台づくり】 地域の医療・介護の資源の情報収集等、状況を把握し、医療・介護関係者と共有するなど、連携にあたっての課題の抽出、対応策の検討を実施します。	計画 ・医療介護連携推進に係る会議及び作業部会での検討 ・「在宅医療と介護マップ」の活用及び情報の更新	実績 ・平成29年度末に作成した、関係者向けの情報を掲載した医療情報一覧の修正及び活用状況についてアンケート調査を実施した。アンケート項目については作業部会で検討を行い、全体会議で回答状況の報告や修正した一覧表について意見交換を行った。【在宅医療介護連携推進会議3回開催 作業部会4回開催】 ・平成28年度に作成した、在宅医療と介護マップについてはホームページにも掲載し、周知を行い、新規開設事業所や営業時間の変更等、ホームページ上で修正を行った。	A	医療介護連携推進会議や作業部会を通して、地域の医療・介護の資源の情報を共有したり、連携にあたっての課題の抽出、対応策の検討により、医療・介護関係者間の連携の体制づくりを進めることができた。	地域の医療・介護資源の見える化については、医療・介護関係者からの意向もあり、システムの導入を検討したが、庁内での承認が得られず、パンフレットにて対応している。	無	高齢者支援課
	在宅医療・介護連携推進事業 (その2)	【関係者間の顔の見える関係の構築】 医療と介護の両方を必要とする高齢者に適切な医療と介護が提供されるよう、知識の習得や相互の専門性を理解する多職種協働研修を実施していきます。 また、多職種による会議や研修を通して、多職種間で顔の見える関係づくりを進めていきます。	計画 ・医療介護連携推進に係る会議及び作業部会の実施 ・多職種研修会の実施	実績 ・医療介護連携推進会議や作業部会により連携に向けた提案や意見の共有を図った。【在宅医療介護連携推進会議3回開催 作業部会4回開催】 ・医療、介護専門職を対象とした多職種研修会を開催し、事例検討を行ったり、医療や介護に関する知識の習得を行った。【多職種協働研修会 4回開催】	A	医療介護連携推進会議や作業部会を通して、医療、介護の多職種間での顔の見える関係づくりが進められ、相互の連携の促進につながっている。	医療介護連携に関する取組みは行政のみならず、各職能や様々な機関において会議や研修が開催され、関係者の負担が大きくなってきている。そのため、推進会議についてはこれまで全事業所を対象とし通知を行い、任意の参加としていたものを、審議会方式にし、各職能からの代表を選出する形で開催、作業部会については必要時開催していく形へ変更する。	有	高齢者支援課
	在宅医療・介護連携推進事業 (その3)	【在宅医療と介護の提供体制の整備】 在宅生活において医療と介護の切れ目ないサービスを受けられる体制を整備します。 医療・介護関係者間の円滑な情報共有を進めていきます。 在宅医療と介護に関する相談窓口を設置し、必要な情報提供を行います。 地域住民に対し、在宅医療や介護について、シンポジウム等を開催し、市民の理解の促進や適宜市民ニーズを把握していきます。	計画 ・医療・介護連携に係る会議や作業部会による検討 ・千葉県地域生活連携シートの活用 ・市民向けシンポジウムや地域座談会、講演会の実施	実績 ・医療介護連携推進会議や作業部会において、平成29年度末に作成した袖ヶ浦市多職種連携エチケット集や主治医等連絡票及び千葉県地域生活連携シートの活用状況を調査し、活用の促進に向けた意見も収集した。【在宅医療介護連携推進会議3回開催 作業部会4回開催】 ・市民向けの在宅医療講演会を開催した。【講演会1回開催 参加者46人】 ・4月より地域包括支援センターに在宅医療・介護連携支援相談窓口を設置し、地域の医療・介護関係者からの連携にあたっての相談に対応した。【相談窓口 対応件数87件】 ・相談窓口での対応のうち、医療の専門的介入が必要なケースについて対応を行うため、君津木更津医師会に委託し地域相談サポート医設置事業を11月より実施した。【サポート医への相談件数5件】	A	医療介護連携推進会議や作業部会で本市におけるエチケット集や連携シート等の検討や活用の促進に向けた周知を行ったり、相談窓口の設置により、高齢者が在宅生活において切れ目ないサービスを受けられるよう体制の整備が進められている。また在宅医療講演会の開催により、住み慣れた地域で暮らし続けるための在宅医療や介護に関する地域住民への周知が進められている。	本事業を進めるうえでは、君津木更津医師会の理解と協力が不可欠である。現在、地域相談サポート医について委託しているところであるが、本市の実情に適した事業としていくために、これまで以上に医師会に理解を求め、連携していく必要がある。 また、君津圏域4市は同一の医療圏域であることから、本市で作成した連携シートや情報の圏域内の共有に向けて4市担当者と協議していく必要がある。	無	高齢者支援課

「基本施策」における事業評価の合計

評価区分		30年度
A	目標以上に達した	3
B	おおむね達成した	0
C	目標を下回った	0
D	実施しなかった	0
計		3

基本目標 2 住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備
基本施策 (3) 自立や介護に配慮した住まい・まちづくりの推進

No.	事業名	取組概要	第7期計画の取組		事業評価	取組みの効果	今後の課題	見直し有無	担当課
			項目	平成30年度					
①	世代間支え合い 家族支援事業	親、子、孫等が同居又は近隣に居住し、お互いを支え合いながら生活する多世代同居等を支援し、高齢者の孤立を防ぐとともに家族の絆の再生を図ります。引き続き、住宅メーカーへのPRなどを実施し、利用促進を図ります。	計画 利用者数 16人	実績 新築等13件、転居1件の合計14件の利用があり、助成金を交付した。また、住宅メーカーや関係団体への周知、市民の集まる各種イベントや集会等の様々な機会をPRし事業の一層の啓発を行った。	B	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境整備を実現するため、高齢者と子等が同居又は近居するために要する費用の一部を助成し、世代間で支えあう家族形成の促進を図ることができた。	県内外の住宅メーカーや関係団体、市民が集まる各種イベントや集会など様々な機会を活用し事業周知を図る。	無	高齢者支援課
②	高齢者等住宅整備 資金貸付事業	高齢者が自宅で日常生活を営むことができるよう浴室やトイレの改修、段差の解消、手すり、スロープの設置等の住宅改修に対し、資金を無利子で貸付します。	計画 継続	実績 高齢者等が自宅において自立した日常生活を安全に過ごすことができるよう、また、その親族の介護負担を軽減するため住宅整備を行う者に対し、必要な資金の貸付けを行った。また、貸付に必要な連帯保証人の資格要件を緩和し、利用しやすい制度見直しに努めた。 ・新規貸付件数 2件	B	高齢者等が自宅において自立した日常生活を安全に過ごすことができるよう、申請のあった2件に住宅改修に係る資金の貸付を行った。	高齢者福祉のしおりやホームページ等を活用し事業周知を図る。	無	高齢者支援課
③	木造住宅耐震化 促進事業	平成12年以前に建築された木造住宅を対象とし、定期的に無料の耐震相談会を開催するなど、耐震化率の向上を目的とした啓発活動を実施します。また、耐震診断及び耐震改修工事に係る費用の補助を実施し、高齢者及び障がい者については、耐震診断の結果から、一定の条件を満たした場合に、耐震改修工事に係る補助額を増額します。	計画 継続	実績 戸別訪問や耐震無料相談会などによる啓発活動及び耐震診断・耐震改修工事への補助を実施。 ・高齢者への耐震改修工事補助実績 11件	B	取組事業における耐震無料相談会の参加者および耐震改修工事実施者のほとんどが高齢者である。木造住宅の耐震改修工事補助件数の実績は、補助額の上乗せがなくなったこともあり、平成29年度19件(うち高齢者16件)から平成30年度14件(うち高齢者11件)と減少したが、本事業を通じて住宅の耐震改修を促進し、地震に備えることで家屋の倒壊や火災の発生による被害を防止、高齢者が安心して暮らせる住まいづくりに貢献している。	相談、補助実績件数は、熊本地震以降増加傾向に転じたものの、年数の経過により耐震への関心が薄れ、今後は減少が予想される。地震災害から身を守るため、地区を特定した戸別訪問や全戸回覧、広報などPR活動を創意工夫し、より一層耐震化を促進していく必要がある。	無	都市整備課(建築住宅課)
④	高齢者宅防火診断	ひとり暮らし高齢者宅に対し、防火思想の普及を図り、被害の軽減、安全確保をするため、住宅用防災機器、電気、ガス器具等の防火診断を実施し、アドバイスを行います。	計画 実施人数 90人	実績 実施人数 90人 ひとり暮らし高齢者宅を年2回、火災予防週間に合わせ76戸を訪問し防火診断を実施した。防火思想の普及に努めた。	B	防火診断を実施することにより、防火思想を普及させ、被害の軽減および高齢者が安心して暮らせる環境を整えることができる。	特になし	無	消防本部予防課
⑤	養護老人ホーム	千葉県内の養護老人ホームは、定員に達していない状況から、現在のところほぼ充足しています。潜在的な対象者の発掘を図るとともに、生活が困難なケースや高齢者虐待のケースが発生した場合には、関係機関と連携して迅速に措置入所等を行います。	計画 継続	実績 環境上の理由及び経済的理由により保護を必要としている高齢者に対し、適切な措置をすることで生活の安定と福祉の向上を図った。 ・措置者 10名 ・措置入所施設 5施設	A	環境上の理由及び経済的理由により生活が困難になった高齢者等を養護老人ホームに入所措置することにより、安心して暮らせる環境を整備した。	虐待発生時には関係機関が連携し迅速・的確な対応を図る。	無	高齢者支援課
⑥	高齢者の移動支援事業	自身での自動車の運転が困難になったり、家族などからの支援がないなど、自家用車での移動が困難な高齢者及び駅やバス停が遠いなど、公共交通での移動が困難な高齢者などの移動の支援を検討します。	計画 検討	実績 利用者の視点に立った高齢者の移動支援策を検討するため、アンケートを実施し、市民ニーズの把握に努めた。また、地域公共交通活性化協議会において、地域の公共交通の現状及び課題等の把握に努めたほか、高齢者の移動支援策について、交通施策や交通安全対策などを所管する関係各課で分野横断的な検討を進めた。 【アンケート】 ・調査対象 要介護4～5を除く65歳以上の4,000人 ・抽出方法 12月1日現在の住民基本台帳より、各地区25%程度ずつ無作為抽出 ・回答率 57.9%(2,314人)	A	30年度は、事業実施の基礎資料となるアンケートを実施した。利用者の視点に立った移動支援策を実施することで、高齢者が住み慣れた地域や自宅で安心して暮らせる環境を整えることができる。	特になし	無	高齢者支援課・企画課

「基本施策」における事業評価の合計

評価区分		30年度
A	目標以上に達した	2
B	おおむね達成した	4
C	目標を下回った	0
D	実施しなかった	0
計		6

基本目標 2 住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備
基本施策 (4) 家族介護者への支援の充実

No.	事業名	取組概要	第7期計画の取組		事業評価	取組みの効果	今後の課題	見直し有無	担当課
			項目	平成30年度					
①	傾聴、助言などの支援の強化	地域包括支援センターが中心となって介護者の不安や負担に寄り添い、適切な助言を行うよう努めます。また、適宜、必要な関係機関につなげていきます。認知症支援については、認知症地域支援推進員による支援体制の強化を図っていきます。	計画 ・傾聴と適切な助言による支援の実施 ・認知症地域支援推進員 4名配置	実績 ・家族介護者に対して、相談時家族の訴えを傾聴するとともに、介護に関する不安や介護負担の軽減に向けた助言をおこなったり、必要な機関につなげた。 ・地域包括支援センターの認知症地域支援推進員により、困難事例をはじめとした認知症の支援を行った。なお、推進員については、人事異動により平成30年4月より4人から3人となっている。	B	家族等介護者に対して、傾聴し適切な助言を行うことにより、身体的・精神的負担の軽減が図られている。 また、認知症地域支援推進員による家族への対応も円滑に行うことができています。	認知症地域支援推進員は地域包括支援センターの職員が兼務をしており、現状においては特化した業務を行っているわけではないが、認知症への医療介護関係者への相談対応等を行っていく立場でもあることから、対応にあたっての十分な時間の確保と、より専門性の高い対応が求められる。	無	高齢者支援課
②	介護技術の講習や介護サービスなどの情報提供	家族介護者が介護方法や各種サービスについて学ぶ家族介護教室を実施し、安心して介護を続けることができるよう支援を行います。	計画 家族介護教室の実施	実績 ・特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人3法人(袖ヶ浦菜の花苑、サニーヒル、袖ヶ浦瑞穂)に委託し、介護方法や各種サービスについてをテーマに家族介護教室を開催した。【教室開催回数合計12回 参加者数105人】	A	家族介護教室において、介護に関する技術や知識の習得を行うことで、介護者の安心かつ安楽な介護に向けての一助となっている。	必要な者に情報が届くよう、事業周知の方法を検討していく必要がある。また、教室の内容に対して家族のニーズを反映できるよう、家族等介護者へのアンケートを実施し、テーマを決定していくことが望まれる。	無	高齢者支援課
③	家族介護用品支給事業	要介護認定を受けて在宅で紙おむつ等を必要としている高齢者の介護者及びひとり暮らしの高齢者を対象に介護用品を支給します。	計画 利用者数 620人	実績 ・要介護1以上の認定を受けている在宅で生活をする高齢者を介護する家族に対して、紙おむつ等の現物を支給し、要介護高齢者及びその介護者の身体的及び精神的ならびに経済的な負担軽減を行った。 ・利用者数 635人	A	要介護認定を受けている65歳以上の在宅高齢者に紙おむつ等を支給することにより、要介護高齢者とその介護者の身体的、精神的及び経済的な負担軽減を図り、在宅での日常生活を支えた。	各種多様な高齢者施策を総合的に持続可能な福祉施策として継続的に実施していくためには、限られた財源のなかで効果的な施策展開をする観点から、他市の状況や本市の現状などから、事業の実施方法について研究していく必要がある。	無	高齢者支援課
④	認知症の家族への支援	地域における家族の交流の場や認知症カフェの設置の促進、認知症初期集中支援チームによる支援等により、認知症の人の家族の不安の軽減や認知症への正しい理解を広める等、家族支援を充実していきます。	計画 ・地域に根ざした家族のつどいの開催の検討 ・認知症カフェ設置 3箇所	実績 ・認知症家族のつどいについては、地域に根ざした開催について検討を行ったが、30年度に関しては従来どおり全市的に開催した。【認知症家族のつどい開催4回 参加者計32人】 ・認知症カフェについては、平成31年2月より平川地区に社会福祉法人袖ヶ浦瑞穂主体のカフェが新規に開設された。既存のカフェを含め、家族が語り合える場所として運営を支援した。【認知症カフェ設置3箇所】	A	認知症家族のつどいの開催や認知症カフェの設置により、家族等の介護者の地域の中での孤立を防ぐとともに、身体的・精神的負担の軽減の一助となっている。	認知症家族の心身の負担の軽減を図るため、認知症カフェの設置の拡大が望まれるが、設置にあたっての事業費や人材の確保等の課題がある。また、運営にあっても同様に、運営費や人材の確保に関する課題が生じている。 また、認知症家族のつどいについては運営方法のみならず、あり方に付いても検討が必要である。	無	高齢者支援課

「基本施策」における事業評価の合計

評価区分		30年度
A	目標以上に達した	3
B	おおむね達成した	1
C	目標を下回った	0
D	実施しなかった	0
計		4

基本目標 3 介護サービスの充実、福祉・介護人材の確保及び育成
基本施策 (1) 将来を見据えた介護サービスの充実

No.	事業名	取組概要	第7期計画の取組		事業評価	取組みの効果	今後の課題	見直し有無	担当課
			項目	平成30年度					
①	在宅介護サービスの充実	高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう利用者の希望に応じたサービスを提供するために、必要なサービスの量の確保と質の向上に努め、介護サービスの円滑な提供を推進します。	計画 継続	実績 要介護・要支援認定者が利用する居宅(介護予防)サービスの費用について、7割から9割分を給付した。 居宅介護支援費・介護予防支援費は、10割分を給付した。	B	在宅や住み慣れた地域で生活を続けたいという利用者の希望に応じたサービスを提供し、その費用について介護(介護予防)給付を行った。 在宅サービスの利用により、要介護状態の維持・改善、重度化防止が図られ、住み慣れた地域での生活の継続につながっている。	高齢化の進展に伴う認定者数の増、サービス利用者数の増に伴う給付費の増が見込まれる。	無	介護保険課
②	地域密着型サービスの充実	在宅での24時間365日の介護ができるだけ継続できるよう、中重度の要介護者の在宅生活を支えるために医療との連携を強化した事業者など多様な事業者の参入を図るための施策を展開するため、定額で利用できる定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備を進めます。	計画 実施	実績 定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、公募を実施したが、応募者がいなかった。 (公募実施期間) 【H30.6.18～H30.10.26】 小規模多機能型居宅介護については、公募を3度実施したが、応募者がいなかった。 (公募実施期間) 1回目【H30.4.2～H30.6.22】 2回目【H30.7.23～H30.9.28】 3回目【H30.11.1～H31.2.15】 整備に対する現状及び課題整理のため、事業者へアンケート調査を行った。 (アンケート実施期間) 【H30.12.19～H31.1.18】	B	在宅での24時間365日の介護ができるだけ継続できるよう、地域密着型サービスの充実を図るため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び小規模多機能型居宅介護を整備するものである。 これらの整備により、利用者の介護サービス選択の幅が広がり、利用者に合った介護サービスが受けられるようになる。	整備に対する現状及び課題整理のため、事業者へのアンケート調査結果では、介護人材の確保が難しく、整備できないとの回答が多かったため、支援策を検討する必要がある。	無	介護保険課
③	介護施設サービスの充実	在宅での生活が困難な要介護認定を受けた高齢者が、介護施設等に入所をすることができるよう、計画期間内においては、入所待機者数が依然として高い水準であることから、第6期計画に位置づけした特別養護老人ホーム1箇所の整備を進めます。	計画 継続	実績 平成29年度に選定を行った事業者により、令和元年度中の開設に向けた整備が行われた。事業者との調整会議(月1回の定例会)において、進捗状況を確認しながら、市として適宜助言等を行った。 (入所待機者数) 140名(H31.1)	A	高齢化に伴い、要介護者の増加が予想され、入所待機者数も増加している。 その受け皿の一つである特別養護老人ホームの整備をすることで、入所待機者の減少に繋がる。	令和元年度中の開設に向け、事業者による介護人材の確保・育成が課題である。	無	介護保険課
④	介護相談員派遣等事業	市内介護保険施設等に定期的に訪問し、利用者との面談や訪問時の気づきにより、施設サービスの質の向上を図ります。また、新規認定者からの聞き取りにより、利用者と介護サービス事業者との橋渡しを行います。	計画 実施	実績 施設利用者相談訪問件数 720件 在宅相談訪問件数 480件 施設利用者相談訪問件数 430件 計画策定時、月2回訪問の予定だったが、施設との調整により月1回訪問となったため目標値を下回っている。より効率的に介護相談員の気づきを伝えられるよう、文書で施設に報告書を送るようにした。 在宅相談訪問件数 555件 目標値を上回っている。訪問時不在のことも多いが、案内書を投函しておくことで後日電話で連絡が取れるようにしている。	B	利用者宅や介護保険施設等を随時訪問し、利用者との面談等を通してサービス利用の状況把握を行うとともに、介護保険制度等に関する相談を受ける。 また、サービス提供事業者との意見交換などを行い、介護サービスの質の向上が図られた。	高齢化の進展に伴う認定者数の増や基盤整備に伴う施設数の増により、訪問対象者数の増加が見込まれるため、今後、訪問体制等の検討が必要となることと想定される。	無	介護保険課
⑤	介護給付等費用適正化事業	介護(予防)給付について、適正なサービス利用につなげるため、ケアプランの点検や給付情報の突合、介護給付費通知などを実施します。また、平成30年度より県から市へ居宅介護支援事業所の指定権限等が移管されることから、指定権者としての指導等を行い、さらなる給付の適正化に取り組めます。	計画 実施	実績 給付情報の突合等 給付費通知(年4回) 発送見込数 7,000件 実績 7,173件 ケアプラン点検及びフィードバック研修の実施 点検数 13事業所 32件 研修 9/27実施 居宅介護支援事業所の実地指導 3事業所	B	介護(予防)給付について、真に必要なサービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証を行い、介護保険制度の趣旨の徹底や介護支援専門員の資質向上へつなげ、利用者に適切なサービスが提供される環境を整備し、介護給付等に要する費用の適正化が図られた。 また、実地指導により、適正な運営ができていないか確認することができた。	給付の適正化のためには、介護サービス利用の窓口としての介護支援専門員の資質向上が不可欠である。	無	介護保険課

「基本施策」における事業評価の合計

評価区分		30年度
A	目標以上に達した	1
B	おおむね達成した	4
C	目標を下回った	0
D	実施しなかった	0
計		5

基本目標 3 介護サービスの充実、福祉・介護人材の確保及び育成
基本施策 (2)生活支援サービスの充実

No.	事業名	取組概要	第7期計画の取組		事業評価	取組みの効果	今後の課題	見直し有無	担当課
			項目	平成30年度					
①	生活支援短期宿泊事業	社会適応が困難な高齢者又は虐待を受けている高齢者に対して、介護老人福祉施設等へ短期間の宿泊を実施します。	計画 継続	市内特別養護老人ホーム3施設と契約締結し、支援が必要な高齢者の受入れの体制整備を行った。 実績 ・利用者数 0人	A	社会適応が困難な高齢者又は虐待を受けている高齢者が安心して生活するため、短期間の宿泊ができるよう市内特別養護老人ホーム3施設と契約締結を行った。	各種多様な高齢者施策を総合的に持続可能な福祉施策として継続的に実施していくためには、他市の状況や本市の現状などから、事業の在り方について確認していく必要がある。	無	高齢者支援課
②	ひとり暮らし高齢者宅漏水調査	市内を6地区に分け、毎年1地区の中から75歳以上のひとり暮らしの高齢者宅を訪問し、漏水調査や水栓の点検を行い、必要に応じてコマやパッキンの無料点検を実施します。市水道局と袖ヶ浦市管工事業協同組合の協力を得て合同で行います。	計画 継続	対象高齢者の増加に伴い地区の見直しを行い、4地区から6地区に細分化を行う。 【対象地区】蔵波・今井地区 対象世帯:260世帯 君津地域水道事業統合広域化に伴い、新たな経営体での実施について検討 実績 蔵波・今井地区 一人暮らし高齢者世帯を訪問し、パッキン交換等を含めた、点検作業を実施。 ・対象世帯:189世帯 ・パッキン交換等:14件	B	対象地区の住居も相当年数を経過しており、パッキン交換等も例年に比べて多数であり、十分に効果があったと思われる。	君津地域水道事業統合広域化に伴い、事業を廃止する。	有	かずさ水道広域連合企業団(水道局)
③	移送サービス事業	高齢や障がいにより、一般の交通手段では通院等が困難な低所得の方を対象に、ボランティアの協力により送迎を行い、自宅から市内・近隣市の医療機関等までの移動を支援します。	計画 継続	提供回数:207件 実績 利用会員:65人 ボランティア登録数:61名(運転:32名,付添:29名) 事業の安全性を高めるため、運転ボランティアを対象とした実務教習回を開催し、運転技術の向上と、安全運転の励行に努めた。	A	自身や家族では、通院や外出は出来ない方が、ボランティアの協力により安心して通院や外出ができた。また、経済的負担の軽減にも寄与するなど在宅で日常生活が送れるよう支援した。	支援を行うボランティアが高齢により減少傾向にある。ボランティアの募集方を広報紙以外にも検討する必要がある。	無	社会福祉協議会
④	給食(配食)サービス	共同募金配分金を財源とし、市内6地区の地区社会福祉協議会が中心となり、ひとり暮らし高齢者に月に1回程度、手作り弁当(給食)又は弁当に代替する物品を手渡しで届け、ふれあいと同時に安否確認を行います。また、会食を取り入れ、外出等の機会を増やします。	計画 継続	毎月第3水曜日(原則7.8.9月を除く)に給食サービスを実施した。 実績 本事業は、ボランティアの高齢化や後継者不足、ひとり暮らし高齢者の増加、財源である赤い羽根共同募金額が減少しているため本事業のあり方、方向性について検討した。その結果、平成30年度末をもって給食サービス事業を廃止し、平成31年4月より「ひとり暮らし高齢者等見守り訪問事業」として、満75歳以上のひとり暮らし高齢者および、満80歳以上の夫婦のみ世帯を対象に毎月1回見守り訪問を実施する。	A	地区社会福祉協議会の事業推進委員(民生委員児童委員)が利用者であるひとり暮らし高齢者に手作りお弁当等を届けることにより、利用者の生活状況や体調など確認すると同時に相互にふれあうことができた。ひとり暮らし高齢者の生活を支えるサービスを提供した。	「給食(配食)サービス事業」を廃止し、これに代わる事業として「ひとり暮らし高齢者等見守り訪問事業」を平成31年4月1日より実施する。満75歳以上のひとり暮らし高齢者及び満80歳以上の夫婦のみ世帯(夫婦とも満80歳以上)を対象に毎月1回の見守り訪問を実施する。	有	社会福祉協議会
⑤	家族介護用品支給事業【再掲】	要介護認定を受けて在宅で紙おむつ等を必要としている高齢者の介護者及びひとり暮らしの高齢者を対象に介護用品を支給します。	計画 継続	利用者 620人 実績 要介護1以上の認定を受けている在宅で生活をする高齢者を介護する家族に対して、紙おむつ等の現物を支給し、要介護高齢者及びその介護者の身体的及び精神的ならびに経済的な負担軽減を図った。 ・利用者数 634人	A	要介護認定を受けている65歳以上の在宅高齢者に紙おむつ等を支給することにより、要介護高齢者及びその介護者の身体的及び精神的ならびに経済的な負担軽減を図り、在宅での日常生活を支えた。	各種多様な高齢者施策を総合的に持続可能な福祉施策として継続的に実施していくためには、他市の状況や本市の現状などから、事業の実施方法について研究していく必要がある。	無	高齢者支援課
⑥	はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	高齢者がはり、きゅう、マッサージの施術を利用する場合、利用券により費用の一部を助成します。また、交付対象者など助成の見直しについても取り組んでいきます。	計画 継続	交付対象者 690人 実績 はり・きゅう・マッサージの施術費用の一部を助成することで、高齢者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図った。 ・交付者数 640人	B	はり・きゅう・マッサージの施術費用の一部を助成することにより在宅での日常生活を支えるサービスの充実が図れた。	各種多様な高齢者施策を総合的に持続可能な福祉施策として継続的に実施していくためには、他市の状況や本市の現状などから、事業の実施方法について研究していく必要がある。	無	高齢者支援課
⑦	理容師派遣事業	要介護3~5と認定された人で、寝たきり等により理髪に行くことが困難な65歳以上の高齢者に対し、理容師の派遣料を支援します。	計画 継続	要介護高齢者に対し理容師を派遣することにより福祉の向上を図った。 実績 ・利用人数 7人 ・延べ利用回数 16回	A	在宅で寝たきり等の要介護高齢者に、理容師を派遣することにより、在宅での日常生活を支えるサービスの充実が図れた。	デイサービス時など施設での散髪が充実したこと等により利用者が減少している。各種多様な高齢者施策を総合的に持続可能な福祉施策として継続的に実施していくためには、他市の状況や本市の現状などから、事業の在り方について検討していく必要がある。	無	高齢者支援課
⑧	電話訪問サービス(ほっとテレホンサービス)	ボランティアの協力により、週1回、ひとり暮らしの高齢者を対象にした電話訪問で会話をすることにより、悩みや孤独、不安感を和らげ、孤立防止を図ります。	計画 継続	毎週水曜日に、ボランティアの協力により実施。 実績 ・現在利用登録数:2名(利用者2名のうち、1名が都合上10月末で休止。1名が11月より入院され、体力回復後に復帰される予定。11月~1月まで活動なし。2月から新規に1名が利用) ・延利用者数:42名 ・ボランティア:3名	B	週1回の電話訪問により利用者の安否確認を行った。また、ボランティアと話す事で、生活状況や体調の変化等の把握を行い、必要があれば他のサービス支援へ繋いだ。ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消に努め、住み慣れた地域で生活ができるサービス提供を行った。 30年度は広報紙によるPR活動により新規に1名の利用登録があった。	登録利用者が増えない状況にある。広報紙などを活用し、事業周知に努める。	無	社会福祉協議会

基本目標 3 介護サービスの充実、福祉・介護人材の確保及び育成
 基本施策 (2)生活支援サービスの充実

No.	事業名	取組概要	第7期計画の取組		事業評価	取組みの効果	今後の課題	見直し有無	担当課
			項目	平成30年度					
⑨	介護予防・生活支援サービス事業【再掲】	要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、地域の実情に合わせた多様なサービスにより、効果的・効率的に介護予防や日常生活支援を行っていきます。	計画	<ul style="list-style-type: none"> 資格や人員等の基準を緩和した訪問型サービスAの充実 専門職による短期集中予防サービスCの充実 住民主体によるサービスB及びサービスDの実施の可能性に向けた検討 	B	<p>資格や人員の基準を緩和した訪問型サービスAやリハビリ専門職による訪問通所一体型サービスCといった市の実情に合わせた多様なサービスを実施し、円滑にサービスが提供できており、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するための在宅生活を支えるサービスの充実が進められている。</p> <p>多様なサービスの一つである住民主体サービスについては、元気な高齢者が担い手となることにより、担い手自身の介護予防にも繋がるという利点もある。本市における地域の支え合いによる生活支援について、生活支援体制整備事業とも連動させて検討していく。あわせて、住民主体サービスについての要綱の整備を行い、具体的な枠組みを関係者に示していく必要がある。</p>	無	高齢者支援課	
			実績	<ul style="list-style-type: none"> 訪問型サービスAの実施【利用者(H31年3月実績分)11人】 訪問・通所一体型短期集中サービスCの実施【年間3クール開催計65人利用】 住民主体によるサービスB及びサービスDの実施に向け説明会や協議体での意見交換を実施。 					

「基本施策」における事業評価の合計

評価区分		30年度
A	目標以上に達した	5
B	おおむね達成した	4
C	目標を下回った	0
D	実施しなかった	0
計		9

基本目標 3 介護サービスの充実、福祉・介護人材の確保及び育成

基本施策 (3)福祉・介護人材の定着支援

No.	事業名	取組概要	第7期計画の取組		事業評価	取組みの効果	今後の課題	見直し 有無	担当課
			項目	平成30年度					
①	就業に対する動機付けへの支援	今後一層高まる介護サービス需要に対応するため、次世代を担う学生等に介護の仕事の大切さと魅力を伝えるための福祉・介護体験やセミナーを実施する事業者等を支援します。	計画 千葉県等が実施する次世代を担う学生等への福祉・介護体験、セミナーについての情報提供等を行う。	実績 千葉県や介護事業所が実施する介護の仕事の大切さと魅力を伝えるための福祉・介護体験やセミナーについて、チラシの配布や関係機関への周知を行った。	B	福祉・介護体験の周知や介護の仕事の説明会開催に向けた周知により、介護職に関心のある者の掘り起しへの一助となっている。	介護人材の確保に向けて、市としての積極的な取組みまでは求められていないものの、介護の職への関心を持ってもらえるよう、可能な範囲での支援を検討していく必要がある。また、市内の介護保険事業者の介護職の充足状況については、市としても注視していく必要がある。	無	高齢者支援課 介護保険課
②	介護人材の育成支援	国・県等が実施する介護人材育成等に関する事業と連携を図り、市内の介護サービス事業所及び介護施設に従事する人材育成の支援を行います。	計画 千葉県等が実施する介護人材育成等に関する事業と連携し、介護職員のスキル向上のための情報提供等を行う。	実績 千葉県等が実施する各種研修等について、介護サービス事業者へ情報提供を行った。 介護職従事希望者への各種支援制度をホームページに掲載した。	B	高齢化が進む中で、今後も利用者への良質な介護サービスを提供し続けるために、介護人材の育成支援を行い、介護職員の確保やキャリアアップを図ることができる。	介護人材不足については、全国的な課題であるため、国や県の動向を注視しながら、補助金等の市独自の支援策を検討する必要がある。	無	介護保険課

「基本施策」における事業評価の合計

評価区分		30年度
A	目標以上に達した	0
B	おおむね達成した	2
C	目標を下回った	0
D	実施しなかった	0
計		2

基本目標 4 地域で支え合う仕組みづくりの推進
基本施策 (1)互いに支え合う地域づくりの推進

No.	事業名	取組概要	第7期計画の取組		事業評価	取組みの効果	今後の課題	見直し有無	担当課
			項目	平成30年度					
①	地域ケア会議の推進	個別での地域ケア会議の実践を積み、地区課題の把握から地域資源開発、地域づくりを進めていきます。支援が困難なケースや介護予防の検討が必要なケースについて、多職種による個別検討を重ねることによるマネジメントの向上やネットワークの構築を図ります。個別の課題の解決に向けた地域での検討を進めます。地域からの問題提起を踏まえ、全市での取り組むべき課題解決に向けた検討を進めます。	計画 地域レベル及び全市レベルでの会議の開催	実績 ・自立支援に向けケアプランを通して振り返りを行う地域ケア会議を開催した。【自立支援型地域ケア会議4回開催 検討事例11件】 ・困難事例等の解決に向け、関係者とともに検討を行う地域ケア会議を開催した。【困難事例解決型地域ケア会議3回開催】 ・地域課題を共有し、解決策を検討していく地域ケア会議を開催した。【地域課題解決型地域ケア会議3地区開催】	B	個別課題や地域課題の検討あるいは自立支援に資するマネジメントについての検討が必要なケースについて、地域ケア会議による検討を重ねることによるマネジメントの向上や地域支援ネットワークづくりが進められている。	政策形成や社会資源の開発を行う全市対象とした地域ケア推進会議を開催していくには、困難事例や地区レベルの課題の解決に向けた地域ケア会議の蓄積することが必要である。これら地域ケア会議での開催に向け、会議の意義についてこれまで以上に地域住民や関係者に積極的な発信をしていく必要がある。	無	高齢者支援課
②	ボランティアセンターの充実	地域や施設で実施される行事や施設入所者の日常生活支援など、ボランティア活動希望する方との連絡調整を行い、様々なニーズに合ったボランティア活動を支援できるよう、ボランティアセンターの機能強化と事業の充実に努めます。	計画 継続	実績 ・高齢者施設や障がい者施設を中心にボランティアの紹介を行った。延3,085名が活動に参加した。 ・ボランティア交流会や講座を開催し、ボランティアの養成に努めた。	A	自身の知識や経験、特技などを活かしながらボランティア活動をする中で、社会参加に繋がっている。 活動を通し、自身の健康管理や生きがいづくりの一助となっている。	ボランティアの高齢化が進み、活動の範囲が限られてしまうケースがある。 広報紙などを活用し、若い世代等広く周知する必要がある。	無	社会福祉協議会
③	地区社会福祉協議会の運営強化	地域福祉を地域住民主体で推進するため、6つの地区社会福祉協議会(昭和地区、長浦地区、蔵波地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区)の活動を支援し、活動の充実に努めます。	計画 継続	実績 ・共同募金配分金及び市補助金を財源に、昭和、長浦、蔵波、根形、平岡及び中川富岡地区の6地区において各種活動を行った。	B	各地区において、生きがい活動や社会参加、地域貢献活動等の機会を提供した。活動を通し高齢者の生活の充実に図り、地域住民同士がお互いに支え合う地域づくりを推進した。	特になし	無	社会福祉協議会
④	救急・地域医療体制の整備	一般市民を対象とする応急手当・救命講習の実施により適切な知識と技術の習得を図り、市民による応急処置の拡大を図ります。 また、救急救命士育成や資格者の採用を行い、救急隊の質の向上を図ります。	計画 応急手当講習 参加者 700人	実績 ・普通救命講習会 531人受講 (一般/年4回、企業(団体)/年36回開催) ・救急指導 2,614人受講(年間53回開催)	B	救命講習等へ市民が参加することにより、応急手当の知識、技術の普及が期待できる。市民による応急措置知識等が定着することにより、有事の際には、高齢者を含み市民相互が地域で支えあうことのできる地域力の向上が期待できる。	特になし	無	消防本部総務課
⑤	高齢者見守りネットワーク事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者、関係団体等によるネットワークにより「さりげない見守り」を実施します。 また、緊急に対応が必要な事態に備えた体制整備を進めます。	計画 協力事業者拡大	実績 ・市及び見守り協力が相互に連携し、異変のある高齢者を早期に発見し、必要な支援を行った。 また、市政協力員会議等により事業の周知を行い協力事業者の拡大に努めた。 ・協力事業者 59事業者 ・受理件数 3件	A	市及び見守り協力が相互に連携し、異変のある高齢者を早期に発見し、必要な支援を行った。 地域社会全体で高齢者を見守る体制を確保し、もって高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりを推進した。	新たな地域人材の参加を促進するため、事業を周知し協力事業者の拡大を図る。	無	高齢者支援課
⑥	はつらつシニアサポーターの養成、活動支援	介護予防の取り組みを支援するはつらつシニアサポーターの養成の促進に加え、地域の通いの場への支援等、活動に結び付けられるよう支援を行うとともに、サポーターのさらなる知識の習得に向け研修を行います。	計画 ・はつらつシニアサポーター 120名 ・サポータースキルアップ研修の検討	実績 ・介護予防の取り組みを支援する、はつらつシニアサポーター養成講座を開催した。【養成講座開催2回はつらつシニアサポーター規養成数16人 総計114人】 ・介護予防に関する更なる知識の習得や自主的活動を促進するため、はつらつシニアサポータースキルアップ研修を開催した。【スキルアップ研修開催1回 参加者36人】	B	はつらつシニアサポーターの養成やスキルアップ研修の開催により、市と地域住民との協働による介護予防活動に向けた支援が進められている。	はつらつシニアサポーターは地域における介護予防の取り組みを支援するボランティアであり、サポーター自身の介護予防にもつながるものとしているが、その大半が高齢者で活動範囲が限定される状況である。若い世代のサポーターの育成と、サポーターの自主活動の促進に向けスキルアップ研修の内容の精査やその他、サポーターの後方支援についての検討が望まれる。	無	高齢者支援課
⑦	介護支援ボランティア事業	高齢者の介護予防を促進するため、介護支援ボランティア活動の実績に応じポイントを付与し、ポイント交換により寄附又は地産地消に資する商品券を交付します。	計画 継続	実績 ・高齢者がボランティア活動により地域貢献することを奨励し、及び支援することにより、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進した。 ・ボランティア登録人数 50名 ・活動ポイント交換 14名 (うち10名がゆりの里商品券31,500円分と交換。うち4名が社会福祉協議会に7,500円を寄付)	A	高齢者がボランティア活動により地域貢献することを奨励し、及び支援することにより、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防の一助となった。	事業周知を行うとともに、さらなる登録人数の拡大に努める。	無	高齢者支援課

基本目標 4 地域で支え合う仕組みづくりの推進
基本施策 (1)互いに支え合う地域づくりの推進

No.	事業名	取組概要	第7期計画の取組		事業評価	取組みの効果	今後の課題	見直し有無	担当課
			項目	平成30年度					
⑧	生活支援体制整備事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、従来の給付等のサービスだけでなく、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人など多様な主体が地域の高齢者を支援していく生活支援サービスの提供に向けた取り組みを実施します。	計画	<ul style="list-style-type: none"> 第1層及び第2層協議体への生活支援コーディネーターの配置 第1層及び第2層協議体の随時開催 生活支援コーディネーターが地域で行うニーズ把握やマッチング等に対する支援 	A	地域住民、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人など多様な主体による生活支援サービスの提供に向け関係者との協議を行い、支え合いの地域づくりに向けた取組みが進められている。	支え合いによる地域づくりの必要性について地域住民や関係者の理解は進んでいると思われるが、生活支援サービスの新たな創設等事業の推進に向けて、社会福祉協議会や関係者との規範的統合を図り、具体的な方針を定めることが不可欠である。	無	高齢者支援課
			実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年7月より、第2層の長浦・蔵波地区に社会福祉協議会に委託し、生活支援コーディネーターを1人配置し、地区活動を行い、地域のニーズ把握に努めた。 第1層及び第2層協議体を開催し、地域課題の抽出と必要なサービスの検討を行った。【第1層協議体開催1回 第2層協議体開催 3圏域において各3回開始】 住民向け勉強会を開催し、住民の助け合い活動についての理解の促進を図った。【勉強会開催5回】 公益社団さわやか福祉財団の協力のもと、市民三学大学講座と共催により、地域づくりフォーラムを開催した。【フォーラム参加者数550人】 高齢者に対する様々な生活支援サービスをまとめた「高齢者おたすけ手帳」を作成した。 					
⑨	認知症サポーターの養成、活動支援	認知症に対する正しい理解を深め、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターの養成を地域住民や企業等、幅広く実施していきます。また、ステップアップ研修の実施により、サポーターが地域で自主的に活動できるよう意識付けや情報提供を行っていきます。	計画	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター 8,000人 ステップアップ研修の実施 	A	認知症サポーター養成講座やステップアップ研修により、認知症の人や家族に対する理解が深まり、見守りの体制が強化され、住民同士が支えあう地域づくりが進められている。	認知症サポーターの活動は任意のものであるが、先般、サポーターの自主的活動を市が支援するよう国の要綱改正があったこと等から、活動の場の提供に向け検討を行うとともに、活動内容についての情報提供等の後方支援が必要であると考える。	無	高齢者支援課
			実績	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に関する正しい理解を広めるため、認知症サポーター養成講座を開催した。【認知症サポーター年間養成数686人 総計8,769人】 認知症サポーターの更なる知識の習得と自主的活動に向けた支援として、認知症サポーターステップアップ研修を開催した。 					

「基本施策」における事業評価の合計

評価区分		30年度
A	目標以上に達した	5
B	おおむね達成した	4
C	目標を下回った	0
D	実施しなかった	0
計		9

基本目標 4 地域で支え合う仕組みづくりの推進
基本施策 (2)安全・安心な生活環境の確保

No.	事業名	取組概要	第7期計画の取組		事業評価	取組みの効果	今後の課題	見直し有無	担当課
			項目	平成30年度					
①	救急医療情報キット配布事業	ひとり暮らしの高齢者等に、救急時に必要となるかかりつけ医療機関や持病等の情報を記入した救急情報シートを保管する救急医療情報キットを配布します。	計画 実績	総配布者数 850人 救急時にかかりつけの医療機関、持病等の情報を迅速に把握し、医療機関へ搬送することができるよう、ひとり暮らし高齢者等に対し、救急医療情報キットを配布した。 また、年2回市の広報紙に掲載したほか、ホームページにて事業周知を図った。 総配布者数 901人 (うち新規 84人)	A	ひとり暮らし高齢者等が、救急医療情報キットを備えつけることにより、救急時にかかりつけの医療機関、持病等の情報を迅速に把握し、医療機関へ搬送することができる。 ひとり暮らし高齢者の有事の際の備えとして、安全で安心して生活ができるよう生活環境の確保に努めた。	事業周知を行い、必要とする方への配布を行う。	無	高齢者支援課
②	避難行動要支援者避難支援対策	地域の民生委員・児童委員等との連携により要支援者の把握を行い、登録台帳の整備・更新を行うとともに、自治会等と協力し避難支援者の把握に努め、要支援者を地域で支援する体制を確保します。あわせて、福祉避難所の開設・運営訓練等を実施することにより災害時の連携体制を確立します。	計画 実績	要支援者名簿の更新 要支援者安否確認訓練の実施 福祉避難所の開設・運営訓練の実施 地域の民生委員、自治会長等に配付している要支援者名簿情報更新 地区別防災訓練において要支援者安否確認訓練の実施 福祉避難所協定締結施設職員を対象とした福祉避難所の開設運営訓練の実施	B	民生委員や自治会等と連携することで、災害時に自力では避難が難しい方の要支援者名簿への登録推進につながっている。 地域全体で要支援者を見守り、有事の際には要支援者の安否確認や避難支援等を行う体制整備を推進することで、地域防災力の向上につながっている。 また、福祉避難所の開設、運営訓練を実施することで、要支援者支援体制の強化が図られた。	特になし	無	危機管理課
③	高齢者等生活支援用具給付貸付事業	ひとり暮らしの高齢者等に、緊急通報システムを設置するほか、電磁調理器、ガス警報器等を給付します。	計画 実績	緊急通報システム 設置台数 304台 在宅の高齢者等に対し、生活支援用具を給付し、又は貸与することにより、ひとり暮らし高齢者等が安心して自宅で生活できる環境の整備を図った。 緊急通報システム 設置台数 261台 (うち新規設置 27台) 福祉電話貸与 1台 住宅用火災警報器の給付 27台 ガス警報器の給付 1台 電磁調理器の給付 3台 漏電ブレーカーの給付 1台	B	ひとり暮らし高齢者等に緊急通報システム及び福祉電話を貸与するほか、電磁調理器、ガス警報器、火災警報器を給付することにより、安全で安心して生活ができるよう生活環境の確保に努めた。	ひとり暮らし高齢者等に緊急通報システムを新規設置しているが、施設入所、死亡等により新規設置と同数程度の廃止があるため、設置台数を拡大することが困難である。必要な方が制度活用できるよう、事業周知に努める。	無	高齢者支援課
④	防犯対策事業	地域における防犯意識の向上を目指して、自治会やシニアクラブ等を通じた情報提供や啓発活動を進めます。 また、振り込め詐欺や還付金詐欺等が後を絶たず、高齢者が被害となるケースが多いため、こうした犯罪に巻き込まれないための周知啓発等を実施します。	計画 実績	講話等啓発活動 10回 高齢者の犯罪被害未然防止のため、木更津警察署や防犯指導員等の関連団体と連携し、市内各地で啓発活動及び防犯講習会を実施した。 【実績】 高齢者への啓発活動49回 (うち防犯講習会32回) 【内容】 敬老会やシニアスポーツ大会等の各種イベント会場に出向き、啓発チラシ等を配布。 市内各地で開催されるいきいき百歳体操やサロンに出向き防犯講習会を実施。	A	木更津警察署や関係団体と連携して啓発活動や防犯講習会を実施した結果、市内における刑法犯認知件数が減少しており、高齢者が安全で安心して生活できるまちづくりを推進することができた。	県内における平成30年の電話de詐欺被害は前年と比較して減少しているものの、未だに多くの被害が発生しているため、防犯講習会の継続実施の他、地域安全ニュース、広報無線、生活安全メールを活用することで引き続き注意喚起を行い、犯罪の未然防止に努める必要がある。	無	市民活動支援課
⑤	交通安全対策推進事業	高齢者による交通事故の増加を踏まえ、事故の未然防止を図るため、木更津警察署等と連携し、交通安全教室・講習会や啓発等を実施し、高齢者の交通事故の減少に努めます。	計画 実績	講話等啓発活動 10回 高齢者の交通事故防止のため、木更津警察署の協力により交通安全教室を実施。 【教室の開催38回】 交通安全運動期間等に自治会等を通し、回覧の配布により周知 各種イベント会場に出向き交通事故防止の啓発活動を実施 【啓発活動の実施109回】	A	木更津警察署及び関係機関、団体の協力のもと交通安全教室及び啓発活動を実施し、高齢者の交通事故未然防止に寄与した。 しかしながら、本市で平成30年に5件の交通死亡事故が発生し、うち、高齢者が当事者となる事故が1件発生した。	シニアクラブの減少により、単位クラブへの交通安全教室の実施回数が増えている。 警察及び関係機関と協力のもと、シニアの集まるいきいき百歳体操などの会場に積極的に出向き、出前交通安全教室等の啓発活動を繰り返し行っていくことが重要と考える。	無	市民活動支援課
⑥	高齢者虐待の防止と高齢者保護	高齢者虐待の防止のための市民や介護事業者への普及啓発や、関係機関との連携により虐待の可能性が高い事例を早期に把握し対応を図ります。 また、虐待事例に対しては、被虐待高齢者の保護や養護者の支援を関係機関と協力しながら的確に実施していきます。	計画 実績	継続 出張講座やパンフレット等を通して、高齢者虐待防止のための普及啓発を行った。 虐待事例に対して関係機関と連携し、迅速に被虐待高齢者への対応を行うとともに、養護者についても支援を行った。【虐待(疑いを含む)に対する相談件数 309件】	A	地域住民や関係機関に対し高齢者虐待に関する普及啓発を続けることにより、対応機関としての地域包括支援センターが認識されるようになり、虐待(疑いを含む)に対する情報をスムーズに把握できるようになってきている。 また、通報・相談のあった事例について迅速に対応することにより、被虐待高齢者の心身の安全の確保が図られている。	高齢者虐待への支援は被虐待高齢者に加えて、養護者への支援も必要であるが、同居家族が精神疾患や知的障害者等で、家族自らが支援を要するといった状況が多くなってきており、関係課や関係機関との連携や支援を要する。しかしながら、現状では対応依頼をしても対応が難しいと判断されるケースが多く、地域包括支援センターにおいて家族を含め支援している状況であるため、関係課の理解と支援に向け更なる働きかけが必要である。	無	高齢者支援課

基本目標 4 地域で支え合う仕組みづくりの推進
基本施策 (2)安全・安心な生活環境の確保

No.	事業名	取組概要	第7期計画の取組		事業評価	取組みの効果	今後の課題	見直し有無	担当課
			項目	平成30年度					
⑦	消費生活相談員出前講座	暮らしに役立つ身近な消費生活知識の習得を目的とした消費生活相談員による出前講座を実施し、被害の未然防止に努めます。	計画 開催数 4回 実績 出前講座 4回開催 5月:シニアクラブ総会 6月:うぐいす学級 根形ニコニコ教室 12月:袖ヶ浦高校		B	出前講座を年4回開催した。消費者の知識や判断力を高め、悪質な消費者問題の被害を未然に防ぐことができる。また、消費者問題に関する情報の提供等を通して、消費者が自らの確かな判断を行うことができる意識の啓発と知識の普及を図った。	消費生活相談員による出前講座の開催回数は、計画数を達成しているが、団体等から開催要請依頼が減少傾向にあるため、事業のPRを行っていく必要がある。更なる事業の充実を図るべく、他課事業と連携した啓発活動の実施についても引き続き行っていく。	無	商工観光課
⑧	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度について、市の広報、ホームページやパンフレット、市民への勉強会等による制度の普及啓発を図るとともに、司法書士会等成年後見等実施機関と連携を図り、制度利用が必要な高齢者に対して、利用に結び付けられるよう支援します。また、認知症高齢者等で親族がいない場合や虐待がある場合には、市が審判請求を行い必要に応じて費用の一部を助成します。さらに、「成年後見制度利用促進基本計画」の策定や権利擁護支援のネットワーク及び中核機関の整備について検討していきます。	計画 「成年後見制度利用促進基本計画」の策定検討 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備の検討 実績 ・成年後見制度についてホームページやパンフレットや出張講座等を通して周知を行った。 ・医療、介護関係者との連携により、成年後見制度の活用が必要な高齢者を把握し、制度利用への支援を行った。また、親族がいない場合や虐待ケース等においては、市が審判請求を行い、必要に応じて費用の一部助成を行った。【成年後見制度に関する相談174件 市長申し立て件数7件】 ・成年後見制度利用促進基本計画の策定、権利擁護支援の地域支援ネットワーク及び中核機関の整備に向けて、庁内関係各課及び関係機関と検討を行った。		A	成年後見制度についての周知を進めるとともに、関係機関との密な連携により、成年後見制度の利用が必要な者を早期に把握し、利用に結びつけることで、判断能力の低下した高齢者の安全、安心につながっている。	成年後見制度については、今後対象者の増加が見込まれ、現在の体制では対応が難しくなることが想定される。そのため、成年後見制度利用促進基本計画の策定し、権利擁護支援の地域支援ネットワーク及び中核機関を整備する必要がある。	無	高齢者支援課
⑨	認知症高齢者の見守り・徘徊への対応の充実	認知症高齢者等の外出にあたり、衣服や持ち物に貼付されたQRコードを読み取り、迅速に家族等の介護者に連絡を取ることで、見守り、徘徊への対応の充実に努めます。	計画 見守り徘徊対応システムの導入 実績 ・認知症高齢者に対する徘徊対応システムを導入し、徘徊時の早期帰宅、早期保護に向けた見守り支援を行った。【登録申請者15人 システムによる徘徊支援実施者なし】		A	認知症高齢者の徘徊対応システムの活用により、本人の早期帰宅、早期引き取りが可能となり、徘徊時の早期帰宅、早期保護に向けた見守り支援を行った。【登録申請者15人 システムによる徘徊支援実施者なし】	利用にあたっては、事前に家族等介護者が申請を行うものであり、申請者の携帯電話等の端末があることが前提である。また、身寄りのない者の場合については、申請者が不在になってしまうことから利用が難しい場合が多い。また、本事業については、認知症高齢者の衣服や持ち物にQRコード入りのシールを貼付することから、悪用されるリスクも考えられる。周知については関係者を介して周知する等、配慮が必要である。	無	高齢者支援課
⑩	高齢者見守りネットワーク事業【再掲】	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者、関係団体等によるネットワークにより「さりげない見守り」を実施します。また、緊急に対応が必要な事態に備えた体制整備を進めます。	計画 協力事業者等拡大 実績 市及び見守り協力が相互に連携し、異変のある高齢者を早期に発見し、必要な支援を行った。また、市政協会員会議等により事業の周知を行い協力事業者の拡大に努めた。 協力事業者 59事業者 受理件数 3件		A	市及び見守り協力が相互に連携し、異変のある高齢者を早期に発見し、必要な支援を行った。地域社会全体で高齢者を見守る体制を確保し、もって高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりを推進した。	新たな地域人材の参加を促進するため、事業を周知し協力事業者の拡大を図る。	無	高齢者支援課

「基本施策」における事業評価の合計

評価区分		30年度
A	目標以上に達した	7
B	おおむね達成した	3
C	目標を下回った	0
D	実施しなかった	0
計		10

議題6（1）令和元年度指定地域密着型サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業）の公募結果について

1 公募の概要

「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づき、介護サービスに係る指定地域密着型サービス事業の適正な整備・充実を図るため、小規模多機能型居宅介護事業所を整備・運営する事業者の選定を行うため、平成31年4月1日から事業者の公募を実施しました。

項目	内容
開設年度	令和元年度
整備事業者数	1事業者
定員	29名以下
日常生活圏域	市内全域

2 これまでの経過及び結果

平成31年4月1日から事業者の公募を開始しましたが、令和元年6月21日の応募書類受付期限をもって、今回の公募を終了したものです。

項目	期間	受付件数
募集要項配布期間	平成31年4月1日～6月21日	
質問受付期間	平成31年4月22日～5月10日	0件
事前協議申出書受付期間	令和元年5月20日～5月31日	0件
応募書類受付期間	令和元年6月10日～6月21日	0件

《過去の状況》

平成28年度 応募事業者なし

平成29年度 応募事業者なし

平成30年度 応募事業者なし

3 今後の予定

募集期間等を再設定し、令和元年7月1日より再公募を実施しております。

項目	期間
募集要項配布期間	令和元年7月1日～9月20日
質問受付期間	令和元年7月22日～8月2日
事前協議申出書受付期間	令和元年8月19日～8月30日
応募書類受付期間	令和元年9月9日～9月20日

議題６（２）令和元年度地域密着型サービス事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）の公募について

本件につきましては、袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画に基づき、平成２８年度に公募を実施しましたが、応募事業者が無かったことにより、当該介護サービス事業を整備することが出来ませんでした。

また、平成２９年度には非公募での整備を進めましたが、実施を予定していた事業者において看護職員を確保することができず、年度内の整備が困難となり断念の申し出があったため、当該介護サービス事業を整備することが出来ませんでした。

そこで、引き続き整備を進めるため、平成３０年度を計画の初年度とする袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画に位置づけ、平成３０年度に公募を行いました。応募事業所が無かったため、改めて令和元年度に公募を行うことについて報告するものであります。

１ 公募の趣旨

本公募につきましては、「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第７期介護保険計画」に基づく介護サービスに係る地域密着型サービス事業の適正な整備・充実を図るために、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の拠点を整備・運営する事業者を選定するために実施するものです。

２ これまでの状況

平成２８年度	公 募：応募事業者なし
平成２９年度	非公募：予定していた事業者の辞退
平成３０年度	公 募：応募事業者なし

３ 事業の内容

開設年度	令和元年度
整備数	１事業所
日常生活圏域	市内全域

４ 募集スケジュール

募集要項配布期間	令和元年９月１７日 ～ １０月２５日
質問受付期間	令和元年９月２４日 ～ ９月３０日
事前協議申出書受付期間	令和元年１０月７日 ～ １０月１１日
応募書類受付期間	令和元年１０月２１日 ～ １０月２５日

※公募内容は、次ページ以降の「袖ヶ浦市地域密着型サービス事業者募集要項（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業）」をご参照ください。

(案)

令和元年度

袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者募集要項

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業)

令和元年7月

袖ヶ浦市 福祉部 介護保険課

【目次】

1	公募の趣旨	1
2	公募する地域密着型サービス事業の内容	1
3	応募事業者の資格	1
4	公募条件	2
5	募集及び選定スケジュール	3
6	申込方法	4
7	応募に当たっての留意点	5
8	禁止事項・欠格事項	6
9	質問及び回答	7
10	選定方法	8
11	補助金について	11
12	公募申込に係る提出書類一覧	12
13	その他の書類一覧	13
※	別表	14

1 公募の趣旨

本市では、「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づき、介護保険サービスに係る基盤整備を進めています。

本公募につきましては、この計画に基づく介護保険サービスに係る地域密着型サービス事業の適正な整備・充実を図るために、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の拠点を整備・運営する事業者を選定するために実施するものです。

2 公募する地域密着型サービス事業の内容

年度	地域密着型サービスの種類	整備数	日常生活圏域
令和元年度	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所	市内全域

※ 一体型、連携型とも応募可能で、選定に当たっては一体型、連携型のどちらかを加点するということはありません。

※ 日常生活圏域については、本要項の別表（14、15ページ）を参照してください。

※ サービス提供地域へ、昼夜を問わず、概ね30分以内に訪問できる立地であることが望ましいです。

3 応募事業者の資格

応募事業者は、次の資格要件を全て満たすことが必要となります。

- ① 法人格を有し、現に介護保険サービス事業を運営している事業者であること。
- ② 介護保険法第78条の2第4項各号(指定地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項)規定に該当しないこと。
- ③ 法人と代表者が、袖ヶ浦市税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- ⑤ 法人の役員(就任予定者含む)等が、袖ヶ浦市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- ⑥ 介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の様々なニーズにきめ細かく応えることができる能力、資金及び意欲を有しており、長期的に安定した運営ができること。

- ⑦ 応募事業者（運営法人）自らが開設し、指定を受けるものであること。
- ⑧ その他、関係省令・解釈通知などの内容を十分に理解・確認のうえ、申請を行うこと。

4 応募条件

(1) 事業所の確保

関係法令の基準を満たすものであれば、新築、改築の別は問いません。また、施設の所有権は法人にあることを原則としますが、安定的に事業の用に供することができると認められる場合には、相当期間の賃貸借によることも可能とします。

(2) 法令等の順守

① 袖ヶ浦市が定める下記の基準を満たしていること。

- ・ 袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 5 号）
- ・ 袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年規則第 3 号）
- ・ 袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 7 号）

② 都市計画法、建築基準法、消防法その他の関連する法令等の基準を満たしていること。

③ その他、関係法令、袖ヶ浦市の関係条例等を順守すること。

(3) 事業の開始

令和 2 年 3 月 31 日までに本市の指定を受け、事業を開始できること。

5 募集及び選定スケジュール

今後のスケジュールについては、次のとおりです。

都合により日程等の変更が生じる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

募集要項配布期間	令和元年9月17日(火)～ 令和元年10月25日(金)
質問の受付期間	令和元年9月24日(火)～ 令和元年9月30日(月)
事前協議申出書受付期間	令和元年10月7日(月)～ 令和元年10月11日(金)
応募書類受付期間	令和元年10月21日(月)～ 令和元年10月25日(金)
書類審査	～令和元年11月8日(金)
介護保険運営協議会(地域密着型サービス運営委員会)におけるプレゼンテーション及びヒアリング	令和元年11月15日(金)
事業者の決定	令和元年11月下旬
開設3ヶ月前	事業所指定に関する事前相談
開設2ヶ月前	事業所指定申請(介護保険法)
開設1ヶ月前	介護保険運営協議会(地域密着型サービス運営委員会)の開催 事業所指定

※ 受付時間は、午前9時から午後4時までとなります。

※ 事業所の指定にあたっては、介護保険運営協議会(地域密着型サービス運営委員会)による審査が必要となります。

6 申込方法

(1) 事前協議申出書の提出

① 受付期間

令和元年10月7日(月)から令和元年10月11日(金)まで(土・日・祝日は除く)

午前9時から午後4時まで(時間厳守)

※郵送による書類の受付はしませんので、予め電話予約の上来庁願います。

② 提出書類

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の募集に係る事前協議申出書（様式 1）

イ 法人の概要（任意様式にて、所在地、規模、沿革、事業内容、運営実績等を記載してください。※パンフレット等があれば添付してください。）

ウ 事業概要調書（様式 5）

エ 事業所の位置図、施設の配置図、平面図、給排水計画図など施設建設に関する図書

(2) 応募書類の提出

本公募への応募を希望する事業者は、「応募申込に係る提出書類一覧」（12～13 ページ）を参照の上、代表者が応募書類を提出してください。

① 受付期間

令和元年 10 月 21 日（月）から令和元年 10 月 25 日（金）まで（土・日・祝日は除く）

午前 9 時から午後 4 時まで（時間厳守）

※郵送による書類の受付はしませんので、予め電話予約の上来庁願います。

② 提出書類

提出書類に必要な様式類については、袖ヶ浦市介護保険課ホームページよりダウンロードしてください。

※添付書類については、原本の写しで差し支えありません。

③ 提出場所及び問い合わせ先

事前協議申出書並びに応募申込書の提出場所及び問い合わせ先は次のとおりです。

<提出場所及び問い合わせ先>	
袖ヶ浦市福祉部介護保険課管理班	
〒299-0292	
住所	袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1
電話	0438 (62) 3158
F A X	0438 (62) 3165
Eメール	sode73@city.sodegaura.chiba.jp

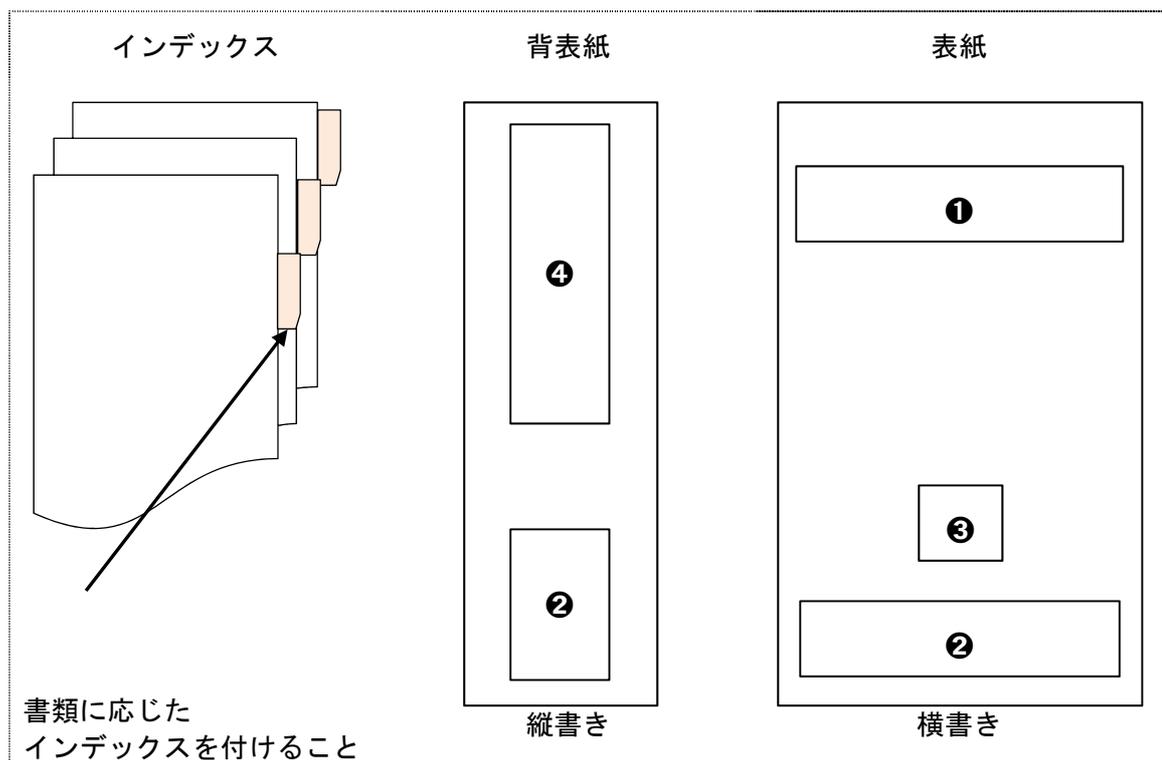
④ 提出部数：20 部（正本 1 部、副本（コピー可）19 部）

※副本については、正本の写しで差し支えありませんが、「事業所（予定地）の写真」のみフルカラーの写しを副本に添付してください。

⑤ 作成上の注意

・直接持参し、提出してください。郵送・宅配業者等での提出方法は、受けません。

- ・提出書類不備・不足の場合、審査の対象から除外となりますので、注意してください。
- ・提出書類は、特段の定めがない限り、原則として日本工業規格A4型で作成してください。
- ・提出書類の体裁は、次のように整えてください。
 - 全体の目次及びページをつけ、ページごとに右肩に項目名を標記する。
 - 項目ごとに文字表記のインデックスをつける。(番号のみ可)
 - 全体をバインダー等で綴り、表紙に、「令和元年度定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業応募申込書」、正本又は副本の区分、整備事業者名の見出しを付け、背表紙には「令和元年度定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業応募申込書」、整備事業者名の見出しを付けてください。
 - 提出書類はA4サイズに統一し、図面でA3サイズの場合はA4サイズ折りしてください。



バインダー等に、次のとおり見出しをつけてください

- ①令和元年度定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業応募申込書
- ②事業者名
- ③正本又は副本の区分
- ④令和元年度定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業応募申込書

7 応募に当たっての留意点

- (1) 応募者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- (2) 令和元年 10 月 25 日（金）の締切日以降、事業者の都合による計画の変更や書類の差し替えは原則として認めません。市が必要と判断した場合は、追加資料を求める場合があります。
この点を踏まえて、提出日及び提出時間を考慮してください。
- (3) 応募に必要な書類に不足・不備等がある場合は、受付することが出来ませんので、受付期間最終日の提出は、極力避けてください。
- (4) 事業計画の中止や選考されなかったことによる一切の損害等について、袖ヶ浦市は責任を負いません。
- (5) 今回の応募に当たって提出した提案内容について、事業候補者として選定された後に変更することは原則として認めませんので、計画内容を十分精査のうえ応募してください。
- (6) 書類の作成その他応募に必要な一切の費用は応募事業者の負担とします。
- (7) 提出された書類は添付資料等も含め、原則として返却しません。また、袖ヶ浦市情報公開条例の規定により、情報公開の対象となる可能性があります。
- (8) 他の応募者の計画の内容に関する問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。
- (9) 代表者、管理者、計画作成担当者、介護支援専門員等の要件を確認し、開設までに必須研修を修了した職員を配置できるようスケジュールに注意してください。
- (10) 市長は、選考された法人又は事業者において、この公募要項に記載する事項について、重大な違背行為があったと認める時は、決定について取り消すことができるものとします。なお、取り消した場合には、次点の事業者を繰り上げて決定することがあります。
- (11) 応募受付後に辞退する場合は、応募辞退届（様式 11）を提出してください。
- (12) 事業候補者の決定は、介護保険法上の指定を確約したものではありません。
- (13) 福祉部、担当課、その他関連する部署へのご挨拶は一切お断りします。

8 禁止事項・欠格事項

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- ① 審査の結果、法人に応募資格がないと認めた場合。
- ② 袖ヶ浦市介護保険運営協議会の審査前に、協議会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触したことが明らかになった場合。
- ③ 虚偽又は不正等による申請が明らかになった場合、提案内容・事業運営に関し法令違反が明らかになった場合。
- ④ 本市が必要に応じ提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合。

(2) 次の各号のいずれかに該当する場合は、事業候補者としての選考を取り消します。

- ① 事業開設に係る関係省令等に抵触するなど、明らかに整備が不可能であると市が判断した場合。
- ② 本公募要項の要件に適合しない変更等を、市の承諾なく行った場合。
- ③ 市民の疑惑や不審を招くような行為をしたと市が認める場合。

9 質問及び回答

(1) 受付期間及び受付方法

本募集要項等に関して質問がある場合は、令和元年 9 月 24 日（火）から令和元年 9 月 30 日（月）午後 4 時までに F A X 又は E メールにより受け付けます。これ以外の方法（電話、口頭等）での質問は受け付けません。

(2) 質問票の記載について

- ① 質問票（様式 12）に要旨を簡潔にまとめ、質問票 1 枚に 1 件の質問としてください。
- ② 質問票到着後、質問の内容に関し確認させていただく場合がありますので、質問票の控えを保管しておいてください。

<送付先>

袖ヶ浦市福祉部介護保険課管理班 宛て

F A X 0438 (62) 3165

E メール sode73@city.sodegaura.chiba.jp

(3) 質問に対する回答

受付期間中に受け付けた質問については回答書を作成し、令和元年 10 月 4 日（金）までに、袖ヶ浦市介護保険課ホームページに掲載します。

10 選定方法

(1) 運営事業者の決定方法

- ① 運営事業者の決定は、「袖ヶ浦市介護保険運営協議会」で審査選考し、同運営協議会の意見等を踏まえて、市長が決定します。
- ② 審査は、書類審査、現場調査、事業者のプレゼンテーション（提案）及びヒアリング（質疑・応答）により行い、総合的に評価・審査します。

プレゼンテーション及びヒアリングは、本事業に関する考え方や特色などについて、プレゼンテーションしていただいた後に、その内容についてヒアリングを行います。

このプレゼンテーションは、応募申込時に提出していただいた書類を資料とし、口頭による説明を基本としますが、当日会場で必要に応じて簡単な書類等を配布することは可能です。

(2) 審査の項目

次に掲げる選定基準等に照らし、総合的に審査します。

① 運営理念及び基本方針【満点20点】

・本公募に応募した理由

本公募に応募した理由、動機などについて望ましいものと認められるか。

・地域密着型サービス提供にあたっての理念・基本方針

地域密着型サービスに必要な法令・制度の目的を理解し、適切なサービスの提供を期待できるか。

・サービスの質の向上に対する考え方・取組み

利用者の立場に立った質の高いサービスを提供するための基本的な考え方や具体的な取組みは期待できるか。

・利用者に対する考え方・取組み

利用者の心身の状況等の把握、利用者・家族のプライバシー等の個人情報管理に対する取組み、身体拘束・虐待防止に対する取組み、苦情・相談体制などについて、基本的な考え方や具体的な取組みは期待できるか。

② 事業内容の具体性【満点20点】

・事業計画書に基づいた具体的な事業スケジュール

事業スケジュールに必要な手続きが盛り込まれ、適正なスケジュールと認められるか。

・事業所の確保

事業所の確保（所有又は賃貸）が確実に見込まれるか。

・事業所の立地状況

事業所から利用者宅への訪問に係る時間が適切であるか。

・事業に必要な機器等確保状況

利用者情報等を蓄積する機器、利用者からの通報を受ける通信機器等が、適切に備えられているか。

③ 財源の確保・採算性についての考え方【満点10点】

・事業所整備の資金計画及び資金の確保は認められるか。

- ・事業の計画に基づいた収支計画は安定かつ継続的な運営が見込めるか。

④ 安全・安心への対策【満点10点】

- ・緊急時、事故発生時及び非常災害時における対策が図られていることが認められるか。
- ・衛生管理対策が図られていることが認められるか。

⑤ 人材の確保・育成への対策【満点10点】

- ・人材確保に対する取組みは期待できるか。
- ・職員の育成・接遇に関する取組みは期待できるか。

⑥ 地域住民の理解・支援の状況【満点10点】

- ・事業所予定地に隣接する土地の地権者の同意を得ていると認められるか。
- ・事業所予定地の周辺の地元区・自治会や地域の住民に対して計画の説明を行っているか。

⑦ 地域等との連携【満点20点】

- ・地域との連携の考え方と取組みは期待できるか。
- ・介護・医療連携推進会議の設置に対する取組みは期待できるか。
- ・協力医療機関、他の高齢者施設等との連携体制が図られていることが認められるか。
- ・介護と看護の連携体制が図られていることが認められるか。

(3) 採点方法

満点は100点です。

袖ヶ浦市介護保険運営協議会委員1人1人による採点を行います。

なお、採点の結果、合計点数が、「出席委員数×100点（満点）×60%」に満たない場合は、提案事業者が1者であったとしても、選定事業者なしとします。

(4) 審査結果の通知

すべての応募事業者に文書で通知します。選考経過についての電話・文書等による問合せには応じないものとします。

＜注意＞ この決定は、指定を確定したものではありません。事業所の指定には、事業所開設前に指定申請書の提出が必要であり、指定事務に係る審査において、指定基準・運営基準等に該当しない場合は、指定をしません。

(5) 審査結果の公表

決定した運営事業者名及び事業の内容は、市のホームページで公表します。（応募者の申請

内容については、公表しません。)

11 補助金について

施設整備に係る補助金には、千葉県の「介護施設等整備事業交付金」を財源として、市が交付する介護施設等整備事業補助金があります。ただし、この補助金は、令和元年第3回(9月招集)袖ヶ浦市議会において、当該事業補正予算案が否決された場合は交付できません。

なお、市単独補助は行いませんので、補助を希望する事業者につきましては資金計画の策定にあたりご承知おきください。

◎地域密着型サービス等整備事業交付金

施設の種類	補助単価	対象経費
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1施設につき 5,670千円	特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

※対象経費が補助単価に満たない場合は、対象経費の額となります。

◎介護施設等の施設開設準備経費等支援事業交付金

施設の種類	補助単価	対象経費
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1施設につき 10,300千円	特別養護老人ホーム等の円滑な開設又は増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。

※対象経費が補助単価に満たない場合は、対象経費の額となります。

※経費算定の対象期間は、当該施設開設前の6ヶ月間が上限となります。

12 公募申込に係る提出書類一覧

	提出書類の内容等	様式等
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業応募申込書	様式 2
2	応募に係る誓約書	様式 3
3	定款（写し） ・最新のもの	任意様式
4	法人登記の履歴事項全部証明書 ・応募申込日前3ヶ月以内に発行された最新のもの	—
5	法人事業概要（パンフレット等）	任意様式
6	当該申請に係る資産の状況 ・直近2年分の決算書類（収支予算書、貸借対照表、損益計算書、財産目録） ・賃貸借契約書（賃借物件の場合のみ）	任意様式
7	役員名簿	様式 4
8	事業概要調書	様式 5
9	開設提案書	様式 6
10	管理（予定）者経歴書	様式 7
11	オペレーター（予定者）経歴書	様式 8
12	開設までのスケジュール ・開設までに必要な手続き、資金調達、設計、工事、人員等に係る日程等を時系列に記載したもの	任意様式
13	事業所（予定地）の写真 ・事業所（予定地）の状況（現況、排水先、接続する道路等）がわかるもの ・外観及び内部の現況写真（既設のみ）	—
14	事業所の案内図・配置図・平面図等 ①案内図（縮尺 1/10,000 程度） ②配置図 ③平面図 ④その他：実施地域（予定）を記載した図面	—
15	土地、建物に関する権利関係が確認できる書類 ・登記簿謄本、賃貸借契約書の写し等	—
16	検査済証の写し ・建築基準法及び消防法上の検査済証の写し（既設のみ）	—
17	事業所建設予定地事前協議内容報告書 ・協議事項ごとに関係機関からの指摘事項、指摘事項に対する対応策、スケジュールを記載し、必要があれば添付書類を添付してください。	様式 9
18	職員の研修計画書 ・職員に対してどのような研修を実施するのか具体的に記載したもの	任意様式

19	事業計画書 ・事業計画書(事業開始から3年間の利用者の見込み) ※当初から100%の稼働率を目指すのではなく、職員の習熟度などを勘案し、計画的な利用者数見込みとしてください。	任意様式
20	資金計画書 ・資金需要(事業費、借入金返済、運転資金等) ・資金調達(自己資金、借入金等) ・借入金返済計画	任意様式
21	収支予算書 ・事業開始から3年間の収支見込(介護報酬等は現行制度によります。) ※当該赤字の場合は黒字に転換するまで作成してください。	任意様式
22	その他の必要な書類 ・現在運営している施設等のパンフレット	—
23	原本証明書	様式10

提出書類は、原則としてA4サイズで作成してください。(図面についてはA3サイズ可)

13 その他の書類一覧

	提出書類の内容等	様式等
1	応募辞退届	様式11
2	質問票	様式12

※ 別表

●日常生活圏域の区分

圏域名	住 所
昭和地区	坂戸市場、奈良輪、奈良輪1丁目～2丁目、福王台1丁目～4丁目、神納、神納1丁目～2丁目、南袖、袖ヶ浦駅前1丁目～2丁目
長浦地区	今井、今井1丁目～3丁目、蔵波、蔵波台1丁目～7丁目、長浦、長浦駅前1丁目～8丁目、久保田、久保田1丁目～2丁目、代宿、久保田代宿入会地、椎の森、北袖、中袖
根形地区	飯富、下新田、三ツ作、大曽根、野田、勝、のぞみ野
平岡地区	永地、下泉、高谷、三箇、三箇錯綜、川原井、林、野里、上泉、永吉、岩井
中川・富岡地区	百目木、百目木錯綜、横田、大鳥居、三黒、谷中、真理錯綜、下内橋錯綜、戸国飛地、下根岸、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、玉野、上宮田、下宮田

<図 袖ヶ浦市の日常生活圏域>

